

第2号

福祉教育研究誌



特定非営利活動法人
日本福祉教育支援センター

目 次

福祉教育研究誌の発刊について	理事長	河部 輝幸	1
中国（ハルビン市）北海道東川町訪中団 教育使節訪問団の一員として	札幌福祉医薬専門学校校長	藤枝 正道	2
現代の成年後見制度を探る	理事長	河部 輝幸	18
介護保険制度とケアの質について	札幌福祉医薬専門学校専任教員	秋田谷 徹	20

社会福祉顕彰表彰論文 (平成26年2月24日受賞者決定)

最優秀研究賞 「命に寄り添う介護」	学校法人北工学園 札幌福祉医薬専門学校	石岡 由紀子	32
優秀研究賞 「グループホーム訪問を通し学んだ「一人ひとりの方を大切にする介護」について	学校法人北工学園 旭川福祉専門学校	楠本 貴子	41
優秀研究賞 「現代の養護問題と社会的背景」	学校法人北工学園 旭川福祉専門学校	水野 未来	45
優良研究賞 「ことばと絵がもたらす力～紙芝居をもちいた地域支援活動の実践～」	学校法人北工学園 旭川福祉専門学校	大川 美音	48
優良研究賞 「子どもへの責任について考える」	学校法人北工学園 旭川福祉専門学校	山口 愛子	51
優良研究賞 「医療施設における介護職員の役割とは」	学校法人北工学園 札幌福祉医薬専門学校	横山 麻衣	53

福祉教育研究誌の発刊について

特定非営利活動法人

日本福祉教育支援センター

理事長 河部 輝 幸

日本福祉教育支援センターは、我が国の少子高齢社会に対応し、乳幼児から少年、青年、壮年、障がい者、高齢者など全ての人々が健康で生きがいを持ち、安心した地域生活を送ることができるよう、保育、介護、地域支援の専門知識と技術を持った人材の養成支援をするとともに、福祉・健康等に関するセミナーや研修会、調査・研究等、広範な人々や関係機関と協議を深めながら、地域福祉の充実と地域貢献活動を行い、もって地域福祉の向上発展に寄与することを目的とし、平成20年4月22日に設立し今年で6年を迎えました。

活動内容は、福祉、健康、まちづくりなど地域住民に対するフォーラム、セミナー等を札幌市や旭川市を舞台に活動展開してきています。

また、会員養成校の協力により、地域支援専門員の福祉に関する認定資格制度を独自に創設し、この認定資格者の養成など人材育成支援を実施しています。この認定資格者は、老人ホームや障がい者施設、保育所などの福祉施設、在宅や地域福祉分野でも実践活動者として活躍しています。

当支援センターは、福祉現場からの研究レポート、あるいは、会員養成校学生からの研究論文、当センターからの情報発信などを提供したい思いから、「福祉教育研究誌」を当支援センターのホームページ内に昨年設置いたしました。

この研究誌をより充実したものにしていきたいと考えておりますので、積極的に寄稿していただきたい。また、ご意見なども併せてお願いいたします。

なお、今号は、当支援センターの社会福祉顕彰で表彰を受けられた研究論文をも掲載しておりますが、今後とも当研究誌が皆さん方の福祉教育に関する情報研究の広場になるように、暖かく見守り、育てていただきたいと存じます。

中国（ハルビン市）北海道東川町訪中団の一員として ～ 教育使節訪問団 ～

札幌福祉医薬専門学校

校長 藤枝 正道

はじめに

私にとって、生まれて初めての中国(中華人民共和国)への訪問である。この目で見て体験する中国で どんな国だろう、人々はどんな暮らしをしているのだろうか、教育の内容は、ハルビンでどんなところだろう。思いが、想像が、果てしなく広がる。未知への興奮を感じる。

日本での学習、わずかな歴史書での学習、報道されるマスメディアからの知識、時事での認識、今の自分の持っている中国に対する知識は、ほんの一握のものである。

妻曰く「現在の中国を云々する人が、沢山いるけど 4000 年の歴史に裏打ちされた中国には圧倒されるものが、なるほどと迫ってくるものがあるよ」と話していたことが体験できるのだと、更に気持ちが高まってきた。

ハルビン市は中国の中心都市ではないけれど、東北地方の中心都市である。確か露西亜の文化の影響を受けている地域だと記憶していた。どのような都市だろうと期待が膨らむ。

1 期 間 平成 2 5 年 1 1 月 4 日～平成 2 5 年 1 1 月 7 日

2 訪問先市 中華人民共和国 黒龍江省 哈爾浜市

3 訪問団メンバー

・東川町

・松岡市郎 町長 ・王雪 国際交流員(通訳)

・学校法人 北工学園

本部事務局長

・飯田和幸 理事

旭川福祉専門学校

・田仲 亨 教員

・鳥井俊祐 日本語学科学科長

札幌福祉医薬専門学校

・藤枝正道

11月4日(月)

出発時間 14:15 発の 2 時間前に新千歳空港 国際線ターミナル 3 階のロビーに集合とのこと。

10:31 琴似駅より 新千歳空港行エアポートに乗る。

11:15 携帯に飯田事務局長から連絡あり「今どこ」「今、新千歳空港駅に到着のところですよ」「3 階の国際線のロビーで待つ」「分かりました」

11:25 国際線ロビーに着く。すでに東川松岡町長、飯田事務局長をはじめ、自分を除くメンバーが集合している。

・一列車早く乗るべきだった。反省。

- 11:30 KoreanAir のカウンターで搭乗手続きを済ませます。
昼食をとり、13:55 分までに搭乗口に集まるよう指示あり。各自それぞれに昼食をそれまでに済ませます。 私はソフトクリームで終わり。
- 14:05 大韓航空に搭乗。韓国の仁川空港に向かう。機内では、韓国語、英語、日本語が飛び交う。
- 14:30 新千歳空港を飛び立つ。11 月の空は霧が立ち込め、下界はほとんど見えない。
仁川空港まで 2 時間 50 分のフライトである。
- 15:10 機内食(ランチ)が出る ビーフとライス(カレーの色)、パンとバター(オランダ産) サラダとジュース、ピアールウォーター。食後のデザートはコーヒーが出る(意外と美味しい) ビールは韓国産のビールとラガーである・・・自分は飲むことは控えた。
- 15:35 高さ 9000m を京城(仁川)に向かって飛行している。
- 16:55 あと 20 分ほどで仁川空港に到着である。視界が広がる一海の上を飛行しているようである。
- 17:15 仁川空港に到着。さすがハブ空港である。大きい。規模が大であり、中国(哈爾濱)に行く飛行機に乗るのに、空港内の地下鉄に 2 回も乗り換えた。
案内者・引率者がいなければ、初めての自分にはどこをどう歩いているのか、見当もつかない。

仁川国際空港

仁川国際空港は大韓民国仁川広域市中区にある国際空港である。一日の発着便は 630 便を超え旅客は約 9606 人、乗継客は 15515 人を超えるという。4000 メートル級の滑走路 3 本ある。

仁川の沖に在った永宗島と龍遊島の間在った干潟を埋め立て 2001 年 3 月に開港したという。大韓航空とアジアナ航空の**ハブ空港**である。

日本行国際線は成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、中部国際空港だけでなく、日本各地の地方空港と結ぶ便が多数就航している。日本からは国際線の乗継地としてよく利用されているとのことである。

旅客ターミナルはイギリスの建築家テリー・ファレルの設計だそうである。地上 4 階建て地下 2 階建て、東西 1.6 km、南北 150m、高さ 33m の最先端の設備を備えたインテリジェントビルといわれる。地下を通る「スターライン」という新しい交通システムで、旅客ターミナルを結んでいるそうである。

本当に何故、何故と言葉にならないものが頭をよぎる。日本の外交、打つ手の遅さが歯がゆい。ハブ空港が日本になくて、韓国に存在する。新千歳空港から仁川空港に行き、それから中国へと乗継しながらである。仁川空港の利用する世界の航空会社は、60 国以上に及ぶそうである。

- 18:46 ハルビンに向け、中国南方航空の飛行機に搭乗する。
搭乗口カウンターで、係りの人から「中国には、何日滞在か」と問われた。
ちょっとあれ?と一瞬思った。オランダのアムステルダム空港で「どこに、何日いるのか」と聞かれたのを思い出した。多分この問いは、日常的に当たり前の事なんだろう。
客席両脇 2 席の並ぶこじんまりした飛行機である。機内 9 割埋まり、そのほとんどが中

国人である。ハルビンに仕事で行く人たちであろうか。あるいは、哈爾濱に帰る旅客であろうか。

なかなか飯田事務局長、鳥井先生、そして中国に6ヶ月日本語を教えに行く田仲先生が乗って来ない。心配になる。どうしたんだろうか。私たちの搭乗時間より10分おくれ、出発時刻近くになって無事乗り込んだ。

田仲先生の旅券が就労ビザのため、かなり詳細に搭乗カウンターの係りに質問されたとのことである。飛行時間は1時間10分である。いよいよ飛行機は哈爾濱に向かった。

19:40 夕食である。機内食はパン1個、ミカン1個、サラダ、シチューである。あまりお腹は空いていないので、丁度良い量である。

20:10 まだ、フライト中である。真っ暗な闇、窓からは何も見えない。ポツリ、ポツリと明かりが見える。なぜか淋しい。

前の座席の背の所に「舍得、智慧人生、品味舍得」=中国馳名商標=との字があった。そうだ、この飛行機は、中国の飛行機だと、変なことに感心している自分に、苦笑いをしている自分である。

そうだ、確か日本と中国ハルビンとの時差は1時間であったと思い出す、あわてて時計の針を1時間戻す。今は、19:10である。

20:00 ハルビン空港に到着。空港での入国に際しての検査は厳しいものであった。空港には、ハルビン滞在中、すべてにお世話になった賀校長さんが学生4名とともに、迎えに来ていただいた。

飯田事務局長とは知己の仲である。

賀校長の配慮によるワゴン車(トヨタ)に乗り、4日間滞在するベストウェスタン・フォーチン・ハルビンホテルに向かう。

かなりの距離を走り、ホテルに到着。初めてのハルビンの街並みは暗く、両側に建物が大きく長く続いているようであった。ほとんど日本のようなネオン・サインがなく、電光掲示板が強く印象付けられた。市内の中心道路は、車道がかなり広いように感じた。どこか、フランスパリーのシャンゼリーゼの道路を思い出した。

昼間にゆっくり街の景観を見学したい。

21:00 過ぎ、ホテルに到着。このホテルは近い過去に建立され、なかなかこじんまりしているように感じた。

一行6名、一人ずつの部屋に入る。5階の各部屋に分散する。505 田仲先生、507 藤枝、508 飯田局長、509 松岡町長、511 鳥井先生、513 王雪国際交流員

飯田局長 現地の水が悪いという事で、ミネラル・ウォーターを購入し差し入れてくれる。心遣いに感謝。

部屋はこじんまりしていて、綺麗に感じた。ベッドはツウイン、部屋着も厚手のタオル地、寒い時には助かる。室温は20° 機械にも音痴な自分には温度を上げる術がない。この温度で我慢。バスはシャワーだけ。トイレは日本のようなウォッシュ・レットはない。トイレトペーパーはやや硬い。一応洗面等に関わるものは揃っている。テレビはやはり中国製である。

ゆっくり、コーヒーでも飲みたい気もしたが、明日に備えて就眠に着く。

中国(ハルビン市)での最初の夜である。

いよいよ明日からは、公式の行動が始まる。明日は8時10分 ホテルから出発である。

11月5日(火)

5:45 起床 携帯電話は自動的に、現地時間に切り替わっていた。

5階の部屋の窓から外を見る。かなり広い車道があり、それに沿って歩道が続く。人がもう動いたり、集まったりしている。そこは何だろうか、マンションの前での人の動き、薄暗くてよく見えない。後で知ったが、屋台が並んで朝食を提供していた。朝食は家で食べないのだろうか。

6:45 ~7:00 まで部屋でのんびりと、外の景観を見て過ごす。

中国哈爾濱市

ハルビン市は、中華人民共和国黒龍江省に位置する市。都市圏人口は約1064万人あり、黒龍江省人民政府の所在地で省都、この地域の政治・経済の中心である。市名の由来は、白鳥を意味する満州語、平地を意味するモンゴル語、榮譽を意味する女真族など諸説があるそうである。ハルビンは金王朝の発祥の地とされている。

また、大陸性モンスーン気候に属し、その気候から「氷城(氷の都)」とも称される。

漢、晋、隋、唐代は、他の勢力によって支配されていたが、遼朝が成立すると、その支配地となり、そこから金朝が成立すると、その支配下に、さらに元朝、明朝と支配者は変わるとその統治下に置かれた。

1898年、ロシア帝国により満州を横断する東清鉄道建設が着手されると、交通の要衝として白系ロシア人を初めとする人口が急増したという。

1907年1月、清朝はハルビンを対外交渉拠点とし、行政の権力を強化したため・ロシアは市区をハルビン市内に定め、清朝に対抗したという。これから利権をめぐる争いが続いたという。

1920年代には、欧米企業が進出し、多くの欧風建築が建設され、「東方のモスクワ」、「東方の小パリ」と呼ばれたという。

現在も、中央大街をはじめロシア風の町並みが残し、中国とヨーロッパや少数民族の歴史と文化が融合した独特の雰囲気を醸し出しているとのことである。

確かに、車窓からロシアの文化の影響を受けたと思われる都市景観・建造物・教会などが現存し、当時の名残を留めているのが見受けられた。

現在、ハルビン市の人口の94%が漢民族、その他、満州族、朝鮮族、蒙古族、回族、ダフル族、オロチョン族などの40余りの少数民族も居住しているそうである。

7:00 朝食 1階のレストランに行く。係りの人から問われる。「・・・」全然、中国語がわからない。『しまった。鳥井先生といっしょに来るんだった。』分からなくてもともと。

よし英語だ「私のルームナンバーは、507です。朝食を食べに来ました」とキーをみせる。係りの人、しばらく私の顔を見て「どうぞ、OKです」という仕草をした。認められたかと、ほっとする。

きれいな大きいレストランである。すでに中国の人、数名が食事を摂っていた。見渡す

と松岡町長もおられた。

バイキング形式である。よしハルビンに来て最初の朝食で、中国料理である。壁際にずらりと料理が並んである。あれもいい、これもいいとみるみる皿の中が、大盛りになる。席に着き皿を置き、コーヒーをと考えているところに、飯田局長がみえられた。曰く「先生、そんなに朝から食べるの」と問う。「あれもこれも中国料理をと、盛り付けしているうちに、こんな」と頭を心の中で搔く。

局長は「朝飯は、果物にするよ」とフルーツのコーナーに行かれる。この年でこんなに？ちょっと恥ずかしい。結局は全部平らげた。朝から満腹もいいところである。失敗。

8:00 ロビーに集合。すでにわれわれを世話して下さる賀校長の所の女性職員が来ている。すぐ賀校長が来られ、挨拶をいただく。

新潟大学に留学されているので、日本語は私たちと変わらない。ハルビン市の実力者でもある。(ハルビン市滞在中は、総てにお世話いただいた)

いよいよ中国訪問、ハルビン市での公式行事が始まる。期待と不安が交錯する。田中先生と私を除いては、再度の訪問である。

8:10 出発

9:00 ハルビン市教育局を訪問。何となくロシア風の由緒ありそうな建物である。階段を上がり2階の応接間に通される。古く落ち着いた会議室でもある。各国から、勿論日本からも訪問したと思いを巡らす。

ハルビン市教育局側の参会者、

ハルビン市教育局副局長、教育局国際合作交流処副処長、ハルビン市教育局職成処係2名の4名。

東川町教育交流代表団6名である。それに仲介の労を取っていただいた賀校長。

ハルビン市の教育を取り仕切る重要な役所である。表敬訪問のなかにも、教育の国際的(東川町、北工学園旭川福祉専門学校の町との緊密な連携による日本語学科の方針等)交流についてご尽力を賜りたく・・訪問の意図を申し上げる。

流石、松岡町長、飯田局長である。肝と要を得た話であり、説得力がある。全然動じない。日本語学科について、各国からの受け入れの実績の裏付けがあつてのことでもある。

(受け入れに当たっての詳細な手続き上の流れが、明快に説明される)

ハルビン市の教育機関 学校は各種学校を含めて3300校あり。小・中が1787校、高校71校あり、小・中学校生徒187.9万人。高校生70.6万人。幼稚園児16.25万人。

教職員数16.25万人だそうである。

因みに、黒竜江省にある小学校の数は、11990校、中等教育機関は2746校、職業中学校は(実業系高校に相当)182校、高等教育機関は48あるそうである。

9:45 ハルビン市第一中学校(市重点高校)を訪問。ここの中学校は日本の高校に当たる。

中国では、満6歳(又は7歳)から義務教育が始まり、小学校と中学校(中国では、初級中学と言う)で9年学ぶ。その後進学する場合は、高校で3年間、大学で4年間学ぶのが一般的だそうである。

創立は1912年、昨年開校100年記念の祝いを行ったそうである。学校の正面玄関を入ったところに、「百季一中再紀続輝煌」と書かれてあるのが目に入った。

この学校は、ハルビンでも一番評判の良い高校だそうである。生徒数約 2000 人、先生の数約 100 人で、いわゆる日本で言うマンモス校である。

留学生は日本、韓国等からも来ているとのこと、入学は 9 月、卒業は 7 月である。

1926 年、当時の校長先生が生徒の個性を発展させようと「人文教育」を主とする教育を進めたそうである。

学校の風格は、5 階建ての左右対称の建物、北海道の公立学校の立て方に似ている気がした。また、さる大学の文系教養部の造りにも似ているような気もした。気のせいかな。玄関の入り口の上に、電光掲示板があり「熱烈歓迎日本東川町教育交流代表団」の文字が輝いていた。「ええー、これは」とびっくりした。この電光板を使った歓迎文字は、訪問先で必ず、見せていただいた。うれしい限りであった。

応接、面談室は 5 階にあった。ゆっくりゆっくりと各階に置かれてある記念物を拝見しながら昇る。伝統に裏打ちされた実績の成果を、いたるところに展示されていた。

特に目についたのは、生徒として「自強不息」「厚德載物」の実行。教師として「為人師表、熱愛学生、治学産謹、博采群長」の実行を掲げてあるのが心に残っている。

学校の伝統がそこにあった。

ハルビン第一中学校 何泉校長、干副校長をはじめとして 6 名の先生方が出席、賀校長の仲立ちのもと、相互に「草の根交流を促進したい」を基調として東川町の教育の受け入れの様子、北工学園の留学生受け入れの様子を説明。「伝統ある御校からも生徒を受け入れたい」等対話が弾んだ。

学校の入り口、正面玄関で記念写真を撮る。双方 11 名が写真に納まる。

10:40 ハルビン市衛生学校を訪問

「歓迎日本東川町教育代表団参現交流」の電光掲示板が私たち一行を迎えてくれた。

ハルビン衛生学校は、1945 年に開校。現在、7 学科の専門コースがある。介護学生の養成を中心に、助産、薬剤、英語介護、医療等 7 学科に学ぶ学生に「魅力徳育」を浸透させ、校外交流も積極的に行い、人間としての成長も図っている。学生数 2500 人、教員等数 110 人。

本校の医薬福祉学科の教育内容に、衛生学校の薬剤コースの教育内容が似ているような気がした。

ハルビン市衛生学校との教育交流には、宮 (Gong Xiaobo) 副校長、をはじめ、各学科の学科長の 7 名の出席、東川町教育訪問団は 6 名、そうして仲立ちをされる賀校長先生の 14 名である。会談の部屋にも「歓迎日本東川町教育代表参観交流」の横一文の電光掲示板がある。感激。

松岡東川町長の挨拶と「教育国際交流の東川町の取り組み等」の話、飯田局長の北工学園旭川福祉専門学校の「留学生の受け入れの実情」「各国からの留学生の様子」などを紹介。将来の展望を交えての対話はずんだ。

ちょっと「あれ」と思ったのは、話の中で衛生学校の学生に「礼儀・躰」を身に付けさせたいと学校側の方が述べておられたことである。ーハルビン市の教育局でもこのことを実施したいと話されていたー。

5階の応接室での、和気藹々の雰囲気のうち対談は終わった。7学科の授業の様子を参観する。衛生学校の実態を目の当たりにする。

実習室、講義室、資料の置かれている部屋等を見せていただいた。

教師の身についた習性か、どんな授業を展開しているのか、大いに関心がある。

学生の学ぶ姿は、真剣そのものであった。私たちが参観しているという心の緊張を別にしても、熱意は伝わってくる。意外と学生の数が少ない。グループに分けているからだろうか。

教師としては、授業のしやすい学生の数だ。

記念写真を撮る。衛生学校の先生5名、当方6名、賀校長と計12名である。

12:00 昼食 私にとっては中国でののはじめて。正式な円卓でのハルビン料理である。

ハルビン市衛生学校の幹部との会食である。

学校での会談と違って、打ち解けた中で交流等についての話が弾む。

中国料理(中華料理は日本で食したことはある。〇〇中華街の店で)「どんなんだろ」と期待は膨らむ。正式な席での料理は、「どういう風に食べたらいいいのかしら」、「食べる順序は」、食べるマナーを知らない。単品では経験があるが、フルコースでは経験がない。そうだ、皆の真似をすればいいんだ。気が楽になる。

鳥井先生と王雪国際交流員(東川町で通訳の仕事に当たっている)に食事をしながら、話を聞いた。

中華料理は、中国で食べられてきた料理であり、外国でアレンジされていない、中国本場風の料理は中国料理というんだそうである。その地方独特の料理法があり、中国全土の中華料理は、数えれば何万の種類にもなるという。ヨーロッパ全体にも匹敵するほどの広大な国土で、地理的、気候条件等、各地それぞれ特色が異なるので、地方ごとに食材も異なり、その調理法や味付けも地域差があるとのこと。

ただ中国全土で共通しているのは、元代以降の中国では火を通した温かい食事を摂ることが重視されたため・中華鍋を使い強い火力を用いる炒め物が目立つそうである。

中華料理を食す際は、皿を手で持ちちゃダメと教えられた。そのために蓮華がついてるとのこと。スープ類、麺類を食す際には、音を立てないでと教えられた。

客人として招待されたときは、食べ残してもよいそうである。

中華料理は、世界三大料理の一つに挙げられている。私にとっては、全て珍しかった。

13:30 黒竜江祥業職業技能培訓学校を訪問。

この学校は、賀校長の学校である。「国外就業培訓」「国外留学培訓」「国内就業培訓」の学校の方針を掲げ、数々の実績を上げられている。

校内には、日本語で書かれた掲示物がある。「上を敬い、下をあわれみ、生あるもの、鳥けだものに至るまで、なさけをかくべきこと」— 良寛「戒語」より—

—思いやる気持ちを大切に—

「順境とか逆境とか、貧富とかいうことを苦にするとせぬは、畢竟、目的が定まって居るか居ないかに在る」— 犬養毅 — 目標があれば、逆境も苦しくない。

「我事に於て後悔せず」— 宮本武蔵「独行道」より — 後悔は何も生み出さない

— 瞬、目を疑った。私たちも一部の研究者によって紹介されている先哲・先達の文言が、

学生の心の指導として挙げられている。

文言の下には中国語での言葉があり、文言の中身を知ることが出来る。堂々と廊下の壁に掲げられてある。まさに、人間としてのあるべき心の事である。

心の基として、当然、行動にも移すだろうと思う。学校の指導としては「富裕一家、出国一人」「一人出国、幸福全家」が掲げられている国際交流の推進に力を入れていることが推測できる。

孔子、老子の教えも教育の中に位置づけ実施している。不思議な気持ちになった。

授業を見学した。日本語学科の学生が5~7名くらい授業を受けている。勿論、日本語である。

鳥井先生が授業をすることになった。他の教室から学生が集まる。20名くらいになる。学生の中には日本に働きに来た学生もいる。

鳥井先生、動じない。黒板に「自己紹介のための要点を書く」「出生地、氏名」等「さあー。2人ずつ向かい合って、始めましょう」と日本語が飛び交う。松岡町長も、その中に入って、言葉の交換をしている。笑いとともに楽しさが漂う。

その後、応接室で賀校長、教育コンサルタント、部下職員、と教育談義を行う。

朝からの他への学校訪問と違って、アットホームな雰囲気の中で話が進む。

賀校長の教育に掛ける情熱が伝わってくる。松岡町長、飯田局長も現実的な教育のロマンを語る。楽しい中にもピリットした心地良さである。

15:30 賀校長の経営している「黒龍江祥業国際経済技術合作有限公司」を訪問。

賀校長が、教育のみならず多角的に仕事に携わっていることがわかる。なかなかの実力者で、やり手である。

同じフロアーに空き室がある。賀校長曰く「東川町の連絡事務所をここに設けてもいいですよ」と松岡町長の乗り気である。

「ハルビンに東川町の連絡事務所が」まさに夢の実現である。どうか、うまく進むように。日本語教育のみでなく、観光を含めての交流もと。会話は無限に広がり弾む。

雑談も含めた話の中に、今日的な中国の農村の話があった。ハルビンの周辺の農村ではそこの住民がハルビンに流入してくるとの事。ハルビンの住民は北京・上海に行くとの事。この人口移動の現象は、当分続くとの事である。

今、農村では憂うべき現象がある。農業を継がせる息子に、自動車、マンション等を買って与えなければ、継いでくれない。農村では農業後継者が切実な問題であるとのこと。そのため親は、都市部に働きに行くことも現実に起こっているそうである。

嫁のなり手が無いのも深刻であり、自動車、マンションを息子に与えて、ようやく嫁探しが始まるとの事である。

このようにして、結婚して夫は嫁と初めて対等になるとのことである。この条件が満たさないと結婚したら、一生嫁が上位に鎮座するそうである。日本の農村でも嫁のなり手がなくて、困っている農村は多くみられる。中国の一家一人制の政策の結果であろうか。中国の教育の面で、特に力を入れなければならないのは、「心の教育」だそうである。

一人っ子政策の結果であるかどうかは判断できないが、「親が子供の要求を入れる。

子供にとっては、上げ膳・据え膳である。なんでも言う事を親は聞く。その結果、子供

は親に何でもしてもらえらると思ってしまう、我儘になり耐性が育だっていない青年が多くなったそうである。

それは、会社勤めでも表面化しており、経営者の頭を悩ましているそうである。

上司から強く言われると、すぐ会社を辞める青年が多く見られるとのこと。自分から進んで仕事をするのではなく、言われて初めて動く一積極性がない。このことは大変困った現象だと話された。中国の青年の全部でないにしても、日本の若者と似た現象だとつくづく感じた。

大気の汚染の話にも、若干触れた話にもなった。普通の家庭—一般家庭では石炭と薪を燃やす。マンション群は集中暖房であり、マンションには入れる層は、やや経済的に裕福な余裕のある層だとの事。大気汚染については、頭の痛いものとして、捉えている。

私たちは、一度ホテルに戻る。

車窓から見るハルビンの街並みは、とにかく大きい街である。路に沿うってマンションが並ぶ。整然としているようで雑然。「おーっ、パリーの街並みに似ている一角もある。風情があって、風情がない。ロシアの趣がある街並みが目に映る。都会の建物の前に中国の露店が店を並ばせ、そこにパリーがある。ロシアの街がある。

交通状況にはびっくりした。

日本の交通ルールと違って走る方向だけは決まっているようだが、あとはこの広い道路を自由に走ったり、横断歩道はあるが使わないで、道の真ん中を人が歩いたり、横断歩道がないところをスイスイと車を避けてして横断したりしている。顔の表情は「あたり前」という表情であり、そのせいか車のクラクションが鳴り響くが、これも「あたり前」で、思わず「大丈夫」と不安を感じる不思議な光景が見られる。

各国の車が見られる。日本製の車よりドイツ製、フランス製、アメリカ製の車が多く目につく。私たちが乗せてもらっている車はトヨタの車である。トヨタの車は案外に見受けられた。

夜走る車のライトは明るくない。中にはライトを点けてない車もある。ハルビンでは車は暗い光で走るのが普通なんだろうか。テールランプの光も暗く、ナンバープレートにはランプが点いていない。営業車も同じである。方向を変えるのに方向指示ランプを点けない。

日本との違いにびっくりする。

17:30 私たち一行のために、歓迎の晩餐会

黒龍江省人民政府外事副主任 李凡氏、ハルビン市教育局国際合作交流処 副処長越曉松氏、黒龍江省職業技能培訓学校日本語教師劉碧榮氏等 そして賀校長。流石。賀校長の目回しと、配慮である。

黒龍江省人民政府の要人、ハルビン市教育局の要人の臨席いただき、東川町教育訪問団へのおもてなしを頂いた。

沢山、沢山、教育談義を初め多岐にわたった。私にとっては、緊張しながらの楽しいものであった。

21:00 ホテルに戻る。

局長、鳥井先生はハルビン駅に、これから見学に行くとの事。後日 駅の様子や、街の

様子を教えていただいた。市民の集い、憩いの場でのハルビン市民の様子などは、本当に興味の惹かれるものであった。

22:00 睡眠

11月6日(水)

6:00 起床 今日の用意をする。

7:00 朝食 前日の大盛りを反省。万遍なく朝食らしく控える。松岡町長、飯田局長、田仲先生、鳥井先生と食事を摂る。広く綺麗な食堂である。

入り口で、係りの人は、笑顔で「どうぞ」と手で案内してくれた。

8:15 今日の目的地 方正県の方正第一中学校へ向かう。 賀校長の配慮のボンゴ車が出発。賀校長と賀校長の会社の2名を含めての出発である。

方正県の県とは、市の中の町とか区に当たる行政単位である。日本の〇〇県ではない。黒龍江省は 省と言っても日本の面積の1.1倍はある。省の大きさは日本全土より広いのである。方正県はハルビン市から200kmは離れて立地する。札幌から層雲峡くらいの距離に同じくらいであろうか。車窓からの眺めは「広い、大きい、大地、大地・・・」広大の言葉しか出ないくらい大地が続く。今は11月、総ての緑がなくなり土色の大地が続く。

すでに収穫が終えて、農耕跡がはるか彼方へと続く。太陽が地平線の彼方に沈む。北海道は広い。十勝平野は広い。美瑛の丘は続く。それらが比較にならないほど広い。今は11月、緑、緑であったときはどんなだろうと想像する。やや走っては、休憩、トイレトタイムの建物に着く。しばらく走って2~3頭の牛が見受けられる畑作・農地の前を通りすぎる。また、大地が続く。

方正県が近づく。街が近づくにつれて、道路に沿って「徳」「仁」「礼」と書かれた張り紙が見受けられる。市内に近づくにつれてその数が多くなる。「えっ、これってなんだろう」と思いが広がる。

中国の思想家、孔子の教えに「五常の徳」一仁・義・礼・智・信というのがあり、儒教では五常の徳性を拡充することにより、五倫一父子・君臣・夫婦・長幼・朋友一関係を維持することを教えていると学んだことがある。

儒教の精神は奥が深く、私には分からないが、その人間の価値は「心」と「行動」によって決まるという事ではないかと思う。

特に人として守るべき理想の姿が「仁」と言われる。自分の生きている役割を理解し、自分を愛すること、身近な人を愛すること。「義・礼・智・信」それぞれの徳を守り、真心と思いやりを持ち、誠実に人と接するのが、「仁」を実施する生き方だと学んだ。政治体制が変わった。生き方の思想も変わった。価値観も変わった。しかし、人間として生きていくとき、他者を思いやる心—身分・経済的軽重に関係なく一心が大事だという事。

孔子・老子・孟子の説く教えは人間としての生き方、政治の在り方にも言及している。相手の立場に立って、物事を考える。これは人倫の道の根幹そのものである。

やはり、中国4000年の歴史の重みである。

方正県の人々の、「人間としての心の在り方を」問うているのだろうか。この実行を期しているのだろうか。

方正県

方正県は黒龍江省の中南部に位置し、松花江中流の南部に位置し、人口 26 万、水田が多く見られる。水稻の早育稀植技術の発祥地、国家級の銀鮡原種繁殖と育成基地、中国方正の米の故郷、東北の特色の僑郷、中国民間の文化芸術の故郷などが知られている。

資源もかなり豊富、自然な湖が多く、水力資源も豊富、森林面積は省内の面積の 79%に達すると言われる。石油や石炭などの各種鉱物は 20 種類、また品位が最高の石英石鉱床もあり、また石油の開発可能性も高いと言われている。

方正県には、ハルビン、佳木斯、鶏西、鶴崗 4 大都市の中心に一筋位置し鉄道の幹線も集まっているそうである。

第二次世界大戦が終わった後、大勢の日本の遺児は方正に滞在して、方正の人々は、「恨みに報いるに、徳を以ってす」という実行をし、遺児を育てて、方正の独特な僑郷の歴史を形成して今日にいたっているとの事である。全県の在日中国人は 3.5 万人、全権の総人口の 15%を占めて、中国で日本滞在の華人華僑の人数が最も多い県である。

町の中では、多くの商店の看板に中国語に加えて日本語の店名が併記されている。ここには中国で唯一の日本人の共同墓地—中日友好庭園は、中日友好の象徴にもなっているとの事である。日本人としての血の繋がりを持つ人は 26 万人の人口のうち、約 6 万 5 千人とも言われている。

方正県第一中学校(高等学校)

私たち「東川町教育交流代表团」が訪問した学校は、日本と縁のある都市の学校、方正県第一中学校(高等学校)である。この中学校は県内唯一の市級模範高校である。教職員 2 1 1 人、学生(生徒) 1 9 1 8 人の大規模校である。

この学校は「学生の発展に合う教育を想像する」という建学の精神のもと「学生の社会化と個化を調和的に発展させる」という信条で「一体三基」という建学モデルを始めたそうである。

国際交流はその三基の一つとして、発展を目指している。

その中での一つ海外留学や海外就職予定の学生を育成するため、「日本語コース」「韓国語コース」「ロシア語コース」を開設して、その成果を上げている。

日本の留学先としては、京都大学、大阪大学、名古屋大学、城西国際大学、日本工業大学等があげられる。世界の約 2 0 余りの大学等との交流をしているそうである。

校内の廊下に孔子、老子の教えは勿論であるが、日本の先哲・先賢の言葉を掲示してある。

「我事に於いて後悔せず」—後悔は何も生み出さない—宮本武蔵 「上をうやまい、下をあわれみ生あるもの鳥けだものに至るまで、なさけをかくべきこと」—良寛「戒語」より、—思いやる気持をたいせつに一など国際交流を推進している相手国の心を知る。ということなのだろうか
さらに、他国との学生間の友好交流を通じて、世界文化の理解に対して増進し、世界の文化との融合を促進する。

民族の基礎、国際視野、現代の意識と未来思考のある人間を育成することにも、主眼を置いているとのことである。

他の訪問した学校と同じように「歓迎市教育局領導及日本東川町長教育代表団訪問」の電光掲示板が私たち一行を迎い入れてくれた。

10:30 方正県第一中学校に到着。

方正県第一中学校の幹部職員、校長以下副校長、学年主任、他職員。6名の出席。校長先生の名前は黄金才、因みに頂いた名刺の色は金色であった。

松岡町長の挨拶、一小さな町であるが、全町を上げて勉学に専念する環境・雰囲気づくりに取り組んでいるとの紹介を含めて、留学生の招聘について話が合った。

飯田局長から、北工学園の学校紹介、留学生への今までの取り組み、環境の良さ、将来の展望などを含めて話があった。

会談は、テンポよく流れる。

11:30~13:10 昼食の会席

方正県第一中学校校長、副校長、学年主任、他教員の幹部教職員と会食。当方は「日本東川町教育訪問団の一行6名。賀校長は仲立ち役である。

多くの内容を持った対話が弾む。大地は広く畑作、稲作、コーリャン、ニンジン、長芋等の生産が大である。「中国で最もうまいコメの産地」とも言われている。

特に米は、日本人**原正市氏**、**藤原長作氏**の指導によって方正県で「美味しい米」が生産するようになったと話された。初めは藤原氏の尽力でとの事が話されていたが、松岡東川町長が原氏の名前も挙げられた。特に原氏は北海道に縁のある人である。

藤原長作氏は、中国で「水稻王」と呼ばれている。藤原氏の功績をたたえる記念碑が建てられている。

1980年6月、日中友好協会が組織した農業視察団の一員として、方正県をしたとき地元政府がとの座談会で突然水稻耕作の指導を申し入れたという。

藤原氏は「報酬入らない、日中友好の懸け橋として、実際の行動で中国人民への贖罪としたい」と決意表明した。この時、日中双方から感動の拍手がなり響いたという。

藤原氏は、岩手県の寒村でコメ作りに取り組んで折り、その「寒冷地栽培法」を持ち込んだそうである。畑作で育苗し大きな間隔で苗を植える手法を指導したそうである。

もう一人は北海道の水稲専門家原正市氏である。北海道大学農学部を卒業。北海道庁に勤務。1979年6月、農業視察団の農業視察団の副団長として中国を訪問した原氏は、「畑苗移植法」の栽培技術を伝えたそうである。

黒龍江省を皮切りに、中国25省15県を21年間にわたり、水稻栽培技術を教え続けたと言われる。この技術は、中国全土に広がり中国の人々からは「洋財神」—外国から来て、懐を豊かにしてくれた神様—と呼ばれ、慕われているそうである。

やはり、心の通った(Heart in Heart)行為は、政治思想が異なろうが合い通じ合うものである。

藤原氏の功績を讃える記念碑と日本人入植者の共同墓地、さらに残留孤児を引き取った養父母を顕彰する碑もあるとの事である。

全県の在日中国人の華僑は、3.5万人、全県の在日中国人の華僑は、総人口の15%

日本人としての血の繋がりをもつ人は、26万人人口のうち、約6万5千人ともいわれている。

人口約 26 万人の半数近くが、日本での就労経験を持ち、日本と何らかに関わりをもっとされる。方正県第一中学校の近くに、日本に就労や留学した経験のある人の住む、日本の家屋に似た家屋があった。雰囲気はいわゆる日本の家、庭そのものに近いものがあった。何となく、方正県に親しみを覚える。

学校訪問を終えハルビンに向かうとき、その共同墓地、記念碑がある「中日友好苑林」、を訪ねたいと賀先生に頼んだところ、それは先生を悩ませるものであった。現在、日中に政治的な係争が起きている。尖閣諸島の問題でも、方正県も日本と関係があるという事で、非難の矛先を方正県側に向けたようである。このようなことで、賀校長も、私たちの行動が火種にならないよう心配りをしたと思う。了解。ハルビンに向かう。

丁度、車窓から夕陽が農耕地のはるか彼方の地平線に沈むのを見ながら感慨にふけった。空は青かった。夕焼けが地平線いっぱいに広がっていた。綺麗な空であった。

とにかく広い。行けども、行けども耕地、耕地である。ほとんど家の光は見えない。この黒龍江省の此の地でしか見られない、この風景である。

ふと、咄嗟になんでこんな広い土地を持つ国と戦争をしたんだらうと。日本の戦国時代狭い土地の取り合いしてた大名たちが、他国へ攻め入って占領する。これなら出来るが。行けども、行けども若干の起伏のある広い土地、戦いつてなんなのか、三国志の世界を思い出した。

ロシアの南下政策に対抗するために、満州国建国の為に等、書物で知ることも大切ではあるが、目で見て、体験して、「何故、何故」と考えを巡らした(過去の歴史の事実であるが)。

日本の 1.1 倍の面積の黒龍江省。省の総人口 3834 万人。多少の土地の起伏はあるが(森林の占める面積は 79%にも達しているけれど)、見た目では広大な土地である。緑がいつぱいに広がる季節に、訪れたらどんなだらうと思いを巡らした。

16:30 ハルビン市に到着

18:00 夕食会—北工学園主催の感謝の会

賀校長先生には、ハルビン市への教育訪問については、言葉に言い尽くせないほど、ご尽力をいただいた。校長先生だけではなく、先生のところの職員の方々にも、お世話になった。

明日はもう帰国の日である。私たち一行の世話役であり、各学校、政府機関との仲立ちをして頂いた校長先生には、心から深謝申し上げます。

若干の緊張感のある私たちを全行程をご同行いただき、心からエスコートしていただいた。勿論、女子職員の方々にも支えていただいた。

「国際交流で、何んだらう」という問いに、この訪問を通じて若干ではあるがわかった気がする。それは、「心の通いがなくては、国際交流とは言わない」まさに、「Heart in Heart」そのものである。「自国の利益のために、有利に展開しなくては、外交ではない」とは、一線を隔する。この考えが大きく頭を占めていた。

飯田局長「この夕食会は、北工学園の主催だから、先生、皮切りに挨拶だよ」と私の出番も作ってくれた。今になっては、何を話したか記憶が定かでない。中国のほんの一部での見聞ではあるが「悠久の歴史」を背景に持ち、中国東北地域の人間の営みを、ほ

んの少し垣間見た気もする。かつて学んだ「白髪三千丈」という言葉が、意味もなく何故かしら納得する気がした。

賀先生には、言葉では言い尽くせないほどお世話になった。すべての行程に付き添っていただき、先生のところの職員の方々、そして、私達の為に、車の手配までの気配り、心配りをして頂いた。

夕食会は、和やかな雰囲気のうちに進んだ。

明日は、帰国である。あつという間に、時間が過ぎていく。

ホテルまで送っていただく。

22:00 明日に備えて、トランクを整理する。

11月7日(木)

4:00 起床 帰国の日である。朝5:00の温度 -5° Cである。寒い。札幌は 12° Cである。

5:30 突然停電 どうしたんだろう。10分くらいであろうか、暗闇の中で過ごす。

身支度はしていたので、非常階段を利用しようか、などと思いを巡らす。あまり動揺はしなかった。

6:00 ホテルを出発 ハルビン飛行場に向かう。

朝食は、バスの中で取れたが、飛行場の待合室でと、そのままにした。パン二片、ソーセージ、ゆで卵1個、リンゴ1個、それとジュースである。

7:45 ハルビン飛行場に到着。飲み物のジュースは搭乗のための待合室に入る時、没収された。

出国の際の手続き、調べが続く。カバン、ベルト、カメラ。オーバーも対象、検査機に。

7:55 中国南国航空で仁川空港への予定であるが、バスで飛行機へ。その距離100mもない。バスの中で待つこと20分。ようやく搭乗である。

8:40 飛行機が地上を離れる。

9:30 機内食が出る。丸いパン、ミカン、サラダである。さっきホテルで貰った朝食を食べたばかりで、流石に食べきれない。

サービスなんだと思うが、客室乗務員の顔に笑顔がない。与えられた仕事を果たすだけではないと思うが。

10:45には仁川空港に到着のはずが、時差がなくなり11:45になっている。急いで時計の針を1時間早める。

11:50 仁川空港に到着。

新千歳(札幌)への出発便は、18:50であるので時間がたっぷりある。京城には、往復の時間がかかり過ぎる。このハブ空港でゆっくり見学を兼ねて過ごすことにした。

田仲先生は、6ヶ月間ハルビンで日本語を教えるのに残った。国際交流員(通訳)の王雪さんは、実家に寄ってくると一週間の遅れである。松岡町長、飯田局長、鳥井先生、そして私と4人が仁川空港に降り立った。自由行動でゆっくりしようという事になった。

この国際空港は、地上4階建、地下2階建、東西1.6 km、南北150mある。この中に食堂、ホテル、売店、世界のメーカーの店がある。エステもある。コーヒー・ショップもある。

のんびりブラリ・ブラリと散策?である。2階のレストランで昼食を摂る。うどんに蒲鉾がついている韓国のうどんを注文。美味しかった。しばらくぶりでうどんを食した。のんびり・ゆっくり、ぶらぶらする。王族の行列が通りすぎる。どこかの店の宣伝だろうか。それとも、李氏朝鮮時代を披歴しているのだろうか。1392年から1910年まで続いた朝鮮半島の最後の王朝だそうである。その時代を彷彿させるものである。確か李成桂は明王朝と親密な政策を取って、国号を朝鮮国としたと思う。

こののんびりした待合時間に、鳥井先生とも話す機会を得た。

大学と大学院を京都で過ごし、それから中国の大学で学び、日本語も教えて10年間中国で過ごしたという。中国語はペラペラである。その生き方が羨ましい。若い時代に日本という国内だけでなく、未来を見据えて外国から日本を見る。さらにその国の文化・風土を体験する。

素晴らしい勇気と決断だと思う。今になって若いころの自分を後悔している。大学1年の頃、叔母から「イギリスに留学しないかい」と勧められたことがあった。その時、まさに、勇気と決断の心があったら、今の人生もどう変わっていたろう。小さなことに留まることなく、大志を・・・この経験を若い人たちに伝えることも、私の役目かもしれない。この中国(ハルビン)訪問に、同行させてくれた局長に感謝する。

18:50 韓国 仁川空港を離陸。一路新千歳空港(札幌)に向かう。2時間35分の飛行である。

21:25 新千歳空港に到着。3泊4日の中国への教育文化交流の訪問は終わる。

何故か、北海道の空気は美味しかった。

終わりに

今、振り返って見て教育使節訪問団の一員として参加させていただいたことに、改めて東川町長様を初めとする訪問団の皆様へ感謝申し上げます。

中国(中華人民共和国)の中の、黒龍江省の中心都市ハルビン、中国は日本の国の広さの25.5倍以上あると言われる。黒龍江省だけの広さでも日本の1.1倍はある。

この訪問を通じて、中国全体の教育を語ることは「像の尻尾に触れて、象の全体を知る」に等しいものと思う。

私にとっては、新鮮にして驚きの連続であり、思想の再構築の刺激になったものでした。

1949年10月、中華人民共和国が建国され、その時以来、新思想、政治形態を基として改革が進められ、今日に至ったと思っていた。

それは、1945年8月以来の日本が、それ以前のあらゆる価値観、思想、ものの見方を新しい日本を創造するための害なるものとして、否定したと同じ思考構造を基に、進められたと思っていた。

1949年来、年月は経ったにしても、私はある種の期待を心に秘めてハルビン市を目指した。

それは、過去の歴史の否定に始まったと思っていたし、それが現実にもどう具現化したものとして、各方面に現われているかを、自分の目で確かめられるということも、訪問の楽しみの一つであった。

しかし、私達の訪問した学校、専門学校は教育の基として、現在の中国の学校教育の基調は勿論であるが、きちんと中国 4000 年の歴史の中の先哲の教え(人生の歩みにおける考え方)を、教育の中に取り入れていることに感銘を受けた。

孔子、老子、孟子等懐かしい限りである。現在の日本の教育に欠けていると思われる徳育、人として人生を歩む中の規範として、先哲の教えを学ぶことは大切であると思っていた。

西欧の先哲は勿論であるが、さらに良寛、宮本武蔵、犬養毅等の考え方や実践を学んでいることは、驚きであり、教育に携わる者としては考えさせられるものであった。

このことは、その国を訪問し、実際に見て、体験して、そして考えることの大切さを実感した。

ただ、じっと日本の国内に留まって、国際交流云々と話しても、単なる机上のプランにしか過ぎないことを痛感した。

訪問した学校、専門学校等は、海外留学を奨励し実践し成果を挙げている。日本への留学も、真剣で本腰を入れ大きな成果を挙げている。そこには日本を信頼しているという雰囲気があった。

この訪問はハルビン市を中心とする教育訪問であり、中国全体を知るには至らないのは当然であるが、国際交流の大切さを先取の学校として見せていただき、これからの教育の在り方に大いに刺激を受け納得するものであった。

古代の日本において、中国大陸、朝鮮半島からの渡来人によって稲作、金属記器、文字、仏教等枚挙にいとまないほど多くの文化が伝えられた。

さらには、中国への留学生の積極的な派遣があった。中世、近世においても、そうであったことが、歴史の流れでも実証されている。このことはごく一部分のものであるが、国際交流の大切さが、改めて実感されたハルビン市への訪問であった。

現代の成年後見制度を探る

特定非営利活動法人

日本福祉教育支援センター

理事長 河部 輝 幸

成年後見制度は、介護保険制度に関連して、新たに平成12年に出来た制度である。この成年後見制度に関する報道を数多く見聞き、障害を持っている方々にとっては、法律制定当初は良い制度であっても、その制度が進捗していくごとに問題点や課題が浮き彫りになっていることを実感する。ここでは、この成年後見制度について探ることとする。

成年後見制度は、認知症の高齢や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した人を、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して、財産の管理や契約などの法律行為などを行う制度である。

この後見人は、家族・親族（58.6%）、第三者後見人である司法書士（15.6%）、弁護士（10.2%）、社会福祉士（8.9%）、法人（3.3%）などが代行しているが、年々第三者後見人（職業後見人）の選任が増えてきている。この家族・親族が減少していることは、「家」制度から家族の個人化の変化による個々の考え方が変わってきたことが窺える。

最近の裁判事件を見てみると、茨城県のダウン症で中度の知的障害のある女性が、今まで選挙権を行使していたが、財産管理が心配なため父親を後見人としたところ、選挙権を喪失する。裁判で選挙権の確認を求めたところ、東京地裁は、「障害などのハンディキャップを負う人も主権者であることは言うまでもない。民主主義の根幹である選挙権を奪うのは選挙の公正確保が不可能か困難なやむを得ない事情がある、極めて例外的な場合に限られる。後見開始の際に審査されるのは財産の適切な管理は出来なくとも投票が出来る人は少なくない。公職選挙法の規定は違憲で無効」とし、女性の投票権を認めたのである。成年後見制度は、判断能力に応じて後見（判断能力が欠けているのが通常の状態の方）、保佐（判断能力が著しく不十分な方）、補助（判断能力が不十分な方）の3種類がある。公職選挙法11条1項1号に「選挙権及び被選挙権を有しない」の事項に「成年被後見人」と規定されている。成年後見制度の3種類の区分でいくと、「後見」の被後見人が選挙権を失うことになる。判断能力の低下には範囲があり、判決でもあるように選挙で見ると全ての被後見人が、投票の能力を欠くわけではないのは明らかで、選挙権を一律に奪うことは出来ないと考えるからである。

この後見人制度は前述した事案のように、何か問題がでると選挙法のみを改正して決着しようとするのではなく、この制度の周辺を含め全体を見直す必要があると考える。

後見人制度は、被後見人の財産が、親族による金銭の着服、第三者後見人による高額な報酬額の請求

や横領などが起きるなど、痛ましい事件が発生している。また、施設利用者と事業主との契約でも、本来であるところの後見人制度が10年以上も経過しているのだから、後見人と事業主との契約となるのだが、いまだに家族と事業主との契約が数多く発生している。このことは、後見人制度が家族に浸透していないのか、あるいは、事業主が家族との契約にさほど気にかけていないのか、どちらにしても自己決定の尊重が存在していないことが問題ではないかと思う。この問題は、サービスを利用する際に、成年後見制度を利用することを条件に認める仕組みづくりが必要である。また、生活が苦しい障がい者には「成年後見制度利用支援事業」があるが、市町村負担増など道内の自治体でも対応が遅れている。一方で、第三者後見人の区分に、市民後見人を追加し、その選任のための養成研修に取り組みだした自治体が増えているが、その前に第三者後見人を対象とした職業観や倫理観などの現任専門研修が必要である。障がいを持っている方々にとっては、この成年後見制度は、非常に重要な制度なので、10年以上経ってはいるが、原点の趣旨に立ち返って、真剣に地域社会の問題として受け止める必要がある。

参考：2010年最高裁判所事務総局家庭局編成「後見事件の概要」

介護保険制度とケアの質について

札幌福祉医薬専門学校

専任教員 秋田谷 徹

(社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員)

<はじめに>

日本の将来推計人口について（国立社会保障・人口問題研究所）によると、今後わが国の人口は減少する見通しであり、平成 22(2010)年国勢調査による 1 億 2,806 万人から、平成 42(2030)年に 1 億 1,662 万人となり、平成 72(2060)年には 8,674 万人になるものと推計される。

年少人口(0-14 歳人口)は 1,684 万人（平成 22 年）から 791 万人（平成 72 年）に減少、生産年齢人口(15-64 歳人口)は 8,173 万人（平成 22 年）から 4,418 万人（平成 72 年）の減少が見込まれる。これに対し老年人口(65 歳以上人口)は 2,948 万人（平成 22 年）から 3,464 万人（平成 78 年）に増加する。（出生中位(死亡中位)推計による）これに伴い人口高齢化が進行し、平成 72(2060)年の 65 歳以上人口割合は 39.9%となるとみられる。

65 歳以上の高齢人口の比率は既に総人口の 4 分の 1 となっており、これに伴って年金、医療、介護などの社会保障給付は、既に年間 100 兆円を超える水準に達し、我が国はかつてない少子高齢化社会へ突入しようとしている。

このような背景の中、介護保険制度は、1、地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し。2、一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し。3、補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し。4、特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直しについて 2015 年の実施に向け議論が進められている。これまでの老人福祉の経緯を振り返りながら介護保険制度のあり方を私なりに考えてみたい。

<介護保険制度成立に至るまでの老人福祉の経緯>

1970 年代から過度な家族の介護負担による「介護殺人」や「介護心中」、悪徳老人病院による「薬漬け」や「検査漬け」、身体拘束による「寝たきり老人」などの問題が頻発し社会問題化していた。

当時の背景として、老人保健医療対策は 1963 年に制定された「老人福祉法」に基づいて行われており、その中で 1973 年から高齢者の医療費を公費負担する「老人医療費支給制度」が創設され、70 歳以上（65 歳以上の寝たきり老人）の一定所得以下の高齢者医療費が無料となった。

また社会通念上「老親は子が世話するもの」とい 20 年が根強くあり、多大な介護負担により身体的、

精神的に追い詰められていても簡単に行政（福祉）に助けを求められる状況ではなく、そのため老人病院への社会的入院が増えていった経緯がある。

老人病院への収容政策はコスト的に高く付き、何より寝たきり老人を増産していったことから急性期治療と長期ケアの分離が必要であるということを認識しはじめる。

1983年、老人保健法が施行されることにより老人保健医療対策は、老人福祉法から離れ同法に移行し「老人医療費支給制度」も廃止され、高齢者にも一部負担を求めることとした。老人保健法は、高齢者の健康を保持するために早期から生活習慣病の予防や早期発見のための対策が重要であるとし、高齢者の疾病予防や健康づくりを含む総合的な老人保健医療対策、すなわち高齢者保健福祉の推進を打ち出した。医療費の増大を抑制することも社会的入院の温床を切り崩すこともできなかったが、老人福祉に対するより普遍主義的立場から高齢者保健福祉を提示することで介護保障のための基盤整備に向けた途を切り拓いたのである。

また、厚生省高齢者対策企画推進本部は、1986年の報告において高齢者対策の基本原則を、1.自立自助と支援システムの構築、2.社会の活力の維持、3.地域における施策の体系化と家族への支援システム強化、4.公平と公正の確保、5.民間活力の導入の五つを挙げている。この報告では、福祉サービスは可能なかぎり住み慣れた地域や家庭で享受されるべきであるが、家族の介護能力には自ずと限界があり、高齢者だけでなく家族も支援するシステムをつくり、家族の役割が円滑に機能するように配慮すべきであるとされている。さらに高齢者に対する施策は、従来、施設入所を中心に進められてきたが、高齢者は、住み慣れた地域社会のなかで家族とともに暮らしたいとの願望を強くもっているので家庭での介護機能を強化するとの思いから在宅サービスシステムを確立し、施設サービスと合わせた総合的な施策を推進することが大切だとされた。

1990年から「寝たきり老人ゼロ」「ヘルパー10万人」を目玉としたゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略）が始まった。ここによりやく高齢者福祉サービスの体系的な整備がよりやく着手されることになる。ゴールドプランでは、市町村における在宅福祉対策の緊急実施、施設の緊急整備が図られ、特別養護老人ホーム・デイサービス・ショートステイなどの施設の緊急整備、ホームヘルパーの養成などによる在宅福祉の推進などが柱として掲げられた。

ゴールドプランの策定後、新たな介護保障システムの構築についてさまざまなかたちで検討を重ね、前に進んでいった。1993年10月に発足した「高齢社会福祉ビジョン懇談会」の報告書では、不十分であったゴールドプランの整備目標を約2倍に上方修正した「新ゴールドプラン」の策定ならびに21世紀に向けた新たな介護システムの構築が謳われた。また、1994年3月に厚生省が閣議報告した「21世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会にむけて」でも新たな介護保障システムの構築に向けた取組みが確認された。

この背景には「租税・社会保障負担率」（対国民²¹七）は当時35%位であったが、このまま何の対

策もとらねば、これが50%を超えることは時間の問題で、そうなればヨーロッパ先進国のように先進諸国病に取りつかれ社会の活力を失うという危機感があった。サービスの充実を図っていくが、利用に関しては「自己責任」の原則を導入し、国民に新たな負担を求めていくという考え方が根底にあった。

寝たきり老人の問題をきっかけとし、北欧の自立支援の哲学やケアシステムが、1994年12月の「高齢者介護・自立支援システム研究会」に活かされ、高齢者の自立支援を目的に利用者が自らの意思によって介護保険サービスを選択できるように新介護システムの根本理念が発表された。この報告では、介護の基本理念として高齢者の自立支援を掲げ、新たな基本理念の下で介護に関連する既存制度を再編成し、新たなシステムの創設を目指すべきとされ、サービス提供の仕組みとして保健、医療、福祉の専門家チームによって介護サービスの調整・提供をおこなう「ケアマネジメント方式」を組み込み、費用調達の方式として「社会保険方式」を導入することが提言されている。

このような経緯から「家族介護から社会的責任による介護へ」いわゆる「介護の社会化」に対する国民の意識が大きくなり「社会的入院」「寝たきり老人」「介護地獄といわれる過度な家族負担」などの問題解決、家族介護から解放される女性の社会進出に対して本格的に取り組むため提案されたのが「介護保険制度」なのである。

<介護保険制度の成立から現在まで>

介護保険法は1997年12月に成立し、2000年に施行されている。前でも触れたように、介護保険の導入は、社会的入院の温床となった高齢者医療による介護（福祉）の取り込み構造に対し医療と介護のあいだを切り離そうとしたものである。老人医療費の増大を抑制し、施設介護から在宅介護に移行していくとともに高齢者医療と高齢者保健福祉の介護部分の間を再構築することを通してより効率的で、質の高いサービス提供をおこなうことを目指したものであった。

「走りながら考える」という言葉に象徴されるように、制度スタートの時点において、施行後引き続き検討すべきものとされた課題は少なくない。「被保険者・受給者の範囲」の問題は、その中で最大の課題であると言える。保険料負担は20歳以上、受給は65歳以上からという案でまとまっていたが、保険料負担・受給は共に40歳からと方向転換がなされた。その後において保険財政の悪化、障害者施策との統合のため、保険料負担、受給を20歳以上とする案は検討されてきている。

前述したように、介護保険制度ではケアマネジメントを導入し制度化されており、その中核を担うのが介護支援専門員である。歴史的経緯としては最初に、アメリカで精神障害者のコミュニティケアについて、ケースマネジメントという用語で実施され、それが長期ケアを必要とする人、HIV感染者と対象を拡大してきた。こうしたケースマネジメントがイギリスに移入され、地方自治体のソーシャルサービス部で実施されることになったが、その際の法律となった1990年のコミュニティケア法にケースマネジメントではなく、ケアマネジメントという用語が使われた。日本の介護保険制度は、ドイツの介護保険制度とイギリスのケアマネジメントの仕組みを接ぎ木していることになる。

「走りながら考える」介護保険制度は平成18年に大きな制度の改正を向かえる。制度改正の方向性

は要介護高齢者が予測以上に急増し、それに伴う介護給付費の増大、そして 2015 年に団塊の世代の人たち全員高齢者の仲間入りをすることによって、制度自体が持続可能であるのかという危機感が背景にあった。この改正で最も重視されたのが「介護予防」であり予防重視型のシステムへの転換が図られた。また地域支援事業、地域包括支援センター、地域密着型サービスが創設され、施設給付の居住費用、食費が自己負担化された。

要支援、要介護 1 の高齢者が予測以上に急増した理由として、事業者による掘り起こしと過剰なサービス強要が多いためであり、適切なケアマネジメントが実施できていないため、サービスの利用が要介護状態の維持・改善につながっていないという指摘があった。つまり介護支援専門員が利益のため、サービスの必要のない高齢者まで掘り起こし、過剰なサービスを提供するケアプランを作成したということであろう。例えば「訪問介護を 1 割負担で使える家政婦代わりに利用し、自身で出来ていたこともしなくなることによって、廃用症候群が進行し、要介護状態が悪化した」ということを問題視していると思われる。確かにそのような事例はあったかもしれないが、決して全体ではない。しかしこのことにより、要支援者のケアプランは市町村が設置する（市町村から委託を受けた者も設置できる）地域包括支援センター（指定介護予防事業所）へ移行された。もっとも再委託という形で地域包括支援センターから委託を受けた従来の居宅介護支援事業所の介護支援専門員もケアプランを継続して受け持つこともあるのだが。

また従来は要支援者も出来高報酬であった訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションは、過剰なサービスを抑制するため、月定額報酬となり、適切なアセスメントのもと利用回数を決定する仕組みとなった。

この改正の柱であるこの予防重視型のシステムだが、要介護状態になることを予防しようとするものであり、その対象はもちろん廃用症候群モデルである。

廃用症候群とは過度に安静にすることや、活動性が低下したことによる身体に生じた状態をさす。ベッドで長期に安静にした場合には、疾患の経過の裏で筋萎縮、関節拘縮、見当識障害などを引き起こす。

廃用症候群を引き起こす原因に対して的確に対策を行うことができれば進行を予防したり、遅らせることができ、そしてその対策の中心として、打ち出されたのが、栄養改善、口腔器機能向上、筋力トレーニングを含む運動器の機能向上であり、その役割として通所系サービスが中核を担うとされた。

この方針が打ち出された当時、様々な関係者は本当に介護予防に効果があるのか懸念する声も多く、私自身も疑わしく考えていたのを記憶している。改正前から行われたモデル事業では一定の効果があり、医学的なエビデンスがあることはもちろん理解しているが、それを行う要支援者及び特定高齢者（65 歳以上の高齢者で現在は自立して暮らしているが、要支援・要介護になる可能性のある人をいう。平成 22 年から「二次予防事業対象者」などの呼称が使用されている。）がイメージ出来なかった。何より「介護予防」にはそれに取り組む人たちの動機付けが重要であり、「必要なのでして下さい」ではなかなか人というものは、継続的に真剣に取り組めないものである。例えば 30 歳で交通事故によって障害が残り、社会復帰のためにリハビリテーションが必要な人がいるとしよう。このような人はおそらく「出来る限り早く仕事に戻りたい。」「体を以前の状況に²³に戻す、家族のために生きていきたい」「親に心配か

けたくない」「結婚して幸せに暮らしたい」など、様々な動機付けがあるため、辛い訓練にも耐えて努力を続けることができるのだろう。高齢期になると喪失感が増え、そのような動機付けがなされない傾向にあると思われる。大切なのは「訓練」を行う動機付けが最初にあり、日常生活で誰かのために役割を持っていたり、自身の生きがいとして「やりたいこと」があることが重要だ。また廃用症候群でも述べている通り、人は生活において日常的に使わない機能は衰えるものであるため、訓練行為そのものが生活に直結していることも大切である。

この改正後において介護予防の効果分析、評価（平成 20 年 介護予防継続的評価分析等検討会）がなされているが、「追跡方法の相違の影響については、今後さらに検討を続ける必要があるものの、要支援 1 相当の者について、施策導入前後で、悪化する人数は統計学的有意に減少し、介護予防効果が実証された。」「特定高齢者については、施策導入前後で、要介護度が悪化する者の発生率は減少するが、統計学的に有意な介護予防効果を算出することができなかった。」とされている。一概に効果がある、なしを断言できるものではないが、介護予防に意欲的に取り組める人たちというのは前述した通り、そもそも辛い訓練でも取り組める動機付けを持った人であると思われるため、要介護状態となるリスクが高い人の多くは、動機付けがなく介護予防に取り組むことすらしていないと考えられる。

私自身、子どもの頃から必要性が理解できない勉強は嫌いで目の前の楽しいことを優先したものである。今もそれはあまり変わっていないのだが。

平成 18 年の改正は財源が不足し制度自体が崩壊しないように「持続可能な制度にしていく」ということが主であり給付抑制が大きな目的であったと考えられる。予防重視型のシステムにしても、予防効果から要介護者の増加を抑えることを期待した給付費抑制策ではなく、一定のサービス利用制限と出来高払いを定額報酬に変え、支給限度額を引き下げたことによる費用削減効果を期待したものではなかったのではないだろうか。

平成 18 年の改正後も、高齢化率が高まるのに合わせて要介護者、サービス受給者、そして給付費が増え続け、平成 24 年 4 月に介護保険法の改正が行われた。住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の実現を念頭においた内容となっており、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるために必要な「定期巡回・随時訪問介護看護」・「複合サービス」などの新しいサービスも始まった。

制度改正の基本的な方向性である「地域包括ケアシステム」の実現は、2003 年 6 月に高齢者介護研究会がまとめた「2015 年の高齢者介護」にある。その報告書に既に「地域包括ケアシステムの確立」という方向性が示されている。

2003 年から「地域包括ケアシステム」の構築が開始され、平成 18 年の介護保険制度改正では、先にも述べている通り、地域包括支援センターが創設されそこを拠点にした地域サービスのシステムを作り、

その中で、日本独自のサービスとして小規模多機能²⁴ 宅介護を創設、さらにそれらのサービスについ

ては、基本的にその地域の住民が利用するサービスとして位置付けるために「地域密着型サービス」として、市町村に指定権と指導権限を与えたものである。

平成 24 年の改正時に創設された「定期巡回・随時対応訪問介護看護」24 時間巡回サービスは、これまでの居宅サービス計画の時間、日程の通りサービス提供される訪問介護では突発的なニーズに対応しにくく、また介護支援専門員の医療連携の不足を指摘されていたこともあり、「地域包括ケアを基盤とした在宅重視」の基礎的サービスとして創設された。またこのサービスは介護予防通所介護などと同様に基本報酬が月額報酬となっている。

「24 時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会 中間とりまとめの公表について」では「過疎地等では、サービスの展開が困難な地域も想定されるが、集合型の高齢者住宅（高齢者が住み続けるために配慮されたバリアフリーの住宅）」と本サービスを含めた外付けサービスの組み合わせで移動コストを低減させることにより、効率的なサービス提供が期待できるのではないかと指摘している。「サービス付き高齢者向け住宅」を増やし、そこに地域の重中度要介護者を「住み替え」させてサービス付き高齢者向け住宅に対して巡回するという形を考えているのであろう。このような要介護高齢者の「住み替え策」は過疎地などでは医療、保健福祉サービスをくまなく提供することが難しくなりやすく、生活圏の再編は必要になってくると考えられる。

<国民のための介護保険制度存続について>

ここでこれまでの介護報酬の改定を振り返ってみたい。

平成 15 年 4 月→報酬改定（-2.3%）在宅サービスの充実等

平成 17 年 10 月→施設サービスの食費と居住費の自己負担化

平成 18 年 4 月→報酬改定（-0.5%）予防重視型システムへの対応、地域密着型サービスの創設

平成 21 年 4 月→報酬改定（+3.0%）介護従事者の処遇改善等

平成 24 年 4 月→報酬改定（+1.2%）介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化

施設から在宅介護への移行など

これを見ると「給付抑制」というわりにはそれ程下がっておらず、それどころか制度開始当初より上がっているのではないかという印象を持つのではないだろうか。確かに平成 21 年の報酬改定では、介護職員の低賃金、低待遇が問題視され報酬が 3%アップした。しかし介護事業者が一律に収入増となるわけではないため、介護職員の一律の待遇改善などあり得ない。また施設の経営としては運営コストが高騰している現状から、報酬が増えた分を全額人件費に回せるわけでもなかった。このような経緯もあり平成 21 年 10 月から「介護職員処遇改善交付金」開始された。介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成 23 年度末までの間、介護職員(常勤換算)1 人当たり月額平均 1.5 万円を交付するというものであり、財源は国費 100%である。

平成 24 年の報酬改定の際、「介護職員処遇改善²⁵」が「介護職員処遇改善加算」として本体報酬

に組み込まれることになった。交付金相当分を介護報酬に置き換えると2%程度となるため、+1.2は見せかけの数字で、実質-0.8%となり、下がっていることになる。「交付金」を「加算」とした目的は、国庫負担の削減である。財源が国費100%であったため国の負担は1900億円であったが、介護保険財政に移すと国の負担は調整交付金を含むと居宅給付費25%、施設等給付費20%であるため、約500億円に減らすことが可能になる。

ここまでの改正を振り返ってみると、新たな仕組み、サービスが創設されると同時に給付抑制策が必ず実施されている。改正とは制度を「正しく改める」ではなく「持続可能な制度」にするため、どこを削っていけるかということがメインとして考えられているようにも思えてくる。もちろん財源がない所から給付はできないため、無駄な歳出増を抑えていかなければいけないことはよくよく理解できるが。

しかし「改正」のたび、正しく改めるというより、悪い方に改める「改悪」ではないかと思うこともあるのも事実である。

例えば、冒頭でふれているが社会保障審議会・介護保険部会にて、地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しが現在検討されている。

具体的には、○要支援者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直すことを検討。○全国一律のサービスの種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を効果的に活用できるようにしていく。○移行後の事業も、介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらない。○事業への移行にあたっては、既存介護サービス事業者の活用も含め多様な主体による事業の受け皿を地域に整備するため、地域の実情に合わせて、一定程度時間をかけて行う。とされている。また財源について現行制度では、地域支援事業については介護保険給付見込額の3%以内など、事業費の上限設定が市町村ごとになされているが、予防給付(4100億円(平成23年度))の地域支援事業への移行に伴い、この上限設定については見直し、現行の介護予防給付、地域支援事業の予算総額を確保するとしており、移行前の給付費と事業費をあわせた額(11年度で約6000億円)と同程度にする。受け入れ体制が整った市町村から順次移し、2015~17年度の3年間で完全移行する予定だ。

また給付費の伸び率に上限を設定して給付費を抑制する「総額管理方式」を導入する考えが示されている。今のペースなら給付費は毎年5~6%ずつ伸びる見通しだが、伸び率の上限を75歳以上人口の増加率(3~4%)に合わせる。試算では、2025年度の給付費は本来より19%(1647億円)カットされ、7029億円に抑えられるという。訪問型、通所型のサービスは市町村にて単価設定が可能とされているため、総額管理方式により給付費の伸びが抑えられるとともに、現行の介護報酬より徐々に報酬単価を低くしていく市町村が多くなることが予測される。

当初案に対して利用者からは「今までと同じサービスを受け続けられるのか」といった不安の声や、市町村からも「準備が間に合わない」といった懸念が示されていたことにより、2013年11月11日、

厚生労働省は予防給付を市町村事業に全面的に移²⁶した当初案を見直し、対象を訪問介護やデイサー

ビスに絞り込む方針を固めている。医療系サービスなどは全国一律で定めるサービスを維持する。

医療系サービスは全て現行制度に残し、福祉系サービスの中でも特に利用率の高い訪問介護・デイサービスのみ新事業に移行しなければならない理由は不透明であり明確にされてはいない。「市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるようにする」ための見直しのはずである。医療系サービスを現行制度に残して、訪問介護・デイサービスと別の枠組みにすることが効果的、効率的なサービスになるとは到底思えないのである。

事業内容としても現行の介護予防事業・日常生活支援総合事業と同様に市町村の裁量とされ、人員基準・運営基準なしという状況で、今後、要支援の認定を受けている人たちは現行と同レベルのサービスを受けることができるのか疑問である。

平成 18 年の改正を思い返して頂きたい。最も重視されたのが「介護予防」であり予防重視型のシステムへの転換が図られ、要支援の範囲を広げ要介護 1 の利用者を要介護 1 と要支援 2 に振り分け、要支援 1 と合わせて要支援認定を 2 段階にした。また通所サービスを中心に位置づけ、栄養改善、口腔器機能向上、運動器機能向上が「介護予防」に効果的であるとして実施されたのが「新予防給付」ではなかったか。それがわずかに 10 年も経たないうちに従来の制度の枠組みから外し市町村の裁量である地域支援事業へ移行していくというのである。

「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」（地域包括ケア研究会）の報告書では、「通所系サービスにおいては、移送サービスが提供されることが、足腰が弱っている高齢者にとって魅力となっている。移送手段が十分に確保されていれば、必ずしも通所系の介護保険サービスに限らず、地域内の様々なサービスや集いの場（たとえば、喫茶店やカラオケ店、雀荘、碁会所など）に出向きたいと考える高齢者は少なくない。地域内のボランティアやコミュニティバスなどを有効に活用しつつ、より活発な外出支援を行うことが考えられるのではないだろうか」と指摘している。ここからも、軽度者が利用する通所サービスを介護保険制度の枠組みから外していこうとする思惑がみえてくる。

平成 18 年の改正以降、主に要支援者を対象とした「介護予防」「リハビリテーション」特化型のデイサービスが随分増えてきたように思える。このような事業所は要支援者が市町村の裁量とされる地域支援事業に移行されたのちに今までと同様に事業を継続できるものなのだろうか。

また特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直しについて、入所基準を見直して、原則、要介護度 3 以上に限定し入所を認め、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として機能を重点化する。現在、特別養護老人ホームの入所基準については要介護度や介護者の状況など判定ルールに基づき、必要性の高い人から入所できるよう各特別養護老人ホームに設置される入所検討委員会で決定される。そのため重度者が優先されやすく、特養入所者の約 88%は要介護 3 以上となっている。（平成 23 年）

2009 年の特別養護老人ホームの待機者数は約 4 27 とされており、実際に入所が必要な待機者は 42

万人よりずっと少ないとは思われるが、要介護3以上に限定されても特別養護老人ホームに空床ができるとは考えにくい。それによって施設入所者の平均要介護度が上がり、それに伴って施設給付費も増えると考えられる。

平成25年10月30日の社会保障審議会・介護保険部会にて「特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し」は多くの批判を受け、条件を満たせば軽度者の入所を認める案が示されている。例外として想定されているのは、常時の見守りが必要な認知症患者のほか、周りに支える人がいなかったり、自宅で家族などから虐待を受けたりする可能性がある高齢者。特養の職員らでつくる検討委員会（市町村が関与する）が入所の可否を最終判断することとしている。この修正案であれば、入所対象者を入所検討委員会で決定する現行と大差なく、見直す必要すらないと思われるが、おそらく今後は要介護3以上を条件としたまま、例外規定を外していく方向性であろう。

上記2つの見直しについての修正案の他、施設に入所する低所得者に食費や居住費を補助する「補足給付」制度の見直しで、固定資産税評価額が2千万円以上の不動産を所有する場合は給付の対象外にするとした当初の提案を取り下げる方向で検討に入っている。

国の思惑として、初めに多くの批判が出るのを予測した上で影響の大きい見直し案を打ち出し、その後、批判や国民の不安を受け入れる形で修正することによって「制度を良くするための改正案」ではなく「給付抑制のための改正案」に対して国民が妥協しやすい形に意図的にしようとしているのではないかとさえ思ってしまうのである。

介護保険法の第1条には「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」とある。

そもそも介護保険制度の本来の目的は「尊厳を保持し、その方にとって自立した生活を送れるように社会の責任において保健医療・福祉サービスを受けられるようにする」ということではなかったのだろうか。少子高齢化に対応し、給付を効率化していかなければ制度が持続できないことも理解できるが、「国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る」ことよりも給付を抑制し制度を持続していくのが第一の目的になっているように感じられる。

国民の福祉に関する制度は「財源がないから減らすほか仕方がない」ということにはならないはずだ。特に介護保険制度に関しては、誰しもが年を重ね、途中で亡くならなければ高齢者になっていく。その時に要介護状態にならない保証はどこにもないのである。国民にとって必要なことは、国民全体に負担を求めていかなければならないことであり、全て自己責任ということにはならないはずである。

そもそも介護保険制度を含める社会保障費が膨らみ、制度の存続が危ぶまれている原因は少子化

にある。承知の通り年金制度は賦課方式で運営されているが、介護保険、医療保険にしても、稼働層が高齢者を支えているという構造自体は変わらず、実質上賦課方式といえるのではないか。少子化が改善されなければ、保健医療・福祉の財政状況は根本的には解決しないだろう。そのためにはまず安心して子どもを産めて育てていける社会を作っていかなければならない。しかし問題はそんなに単純ではない、例えば今から子どもがたくさん生まれすぐに少子化が解消されたとしよう。それでも目の前の介護や年金、医療の問題は解決しない。何故なら生まれた赤ちゃんが働いて税金や社会保険料を納め、高齢者を支えていくのは20年は先の話であり、それまでは逆に社会保障制度に支えられる側であるからだ。

今現在、働いている現役層に更なる負担を強いていくのも限界がある。実際に平成24年の改正の際、検討されていた40～64歳の介護保険料の「総報酬割り」については、厚生労働省が健康保険組合などの強い反発を受け、「税と社会保障の一体改革」の中で、2013年度以降に実施するとされ、現在2015年度の法改正でも導入しない考えが表明されている。

現在、社会保障と税の一体改革として消費税の増税が実施されており、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものとされている。しかし様々な方が指摘している通りはたして消費税が社会保障のための安定財源のなり得るかという疑問がある。消費税を5%引き上げで賄っていくとすると高齢化の進展によって、「自然増」する分を埋める必要がある。このため消費税率は自然増分増税していかなければならず、先をみていくと税率10%では到底賄えるものではなくなってくる。

学習院大学経済学部教授の鈴木亘氏は安定財源には相続税をあてていくべきと主張している。我が国では毎年80兆円もの相続資産が発生しているが、税収はわずか1兆円程度に過ぎない。これは相続税に基礎控除とよばれる非課税枠が設定されているためである。相続税の課税対象を広げるなど増税することによって財源が確保される。しかも、高齢化社会の進展とともに相続資産は増え、自動的な税収増が期待できる。

また相続税を上げると、高齢者は課税されまいと子孫への生前贈与を増やしたり、自身の消費を増やしたりする反応が考えられ、これ自体が景気を回復させる効果を持つ。本来保険料で賄うべき社会保険に、莫大な公費を投入していることこそが、社会保障制度で莫大な財政赤字を生じさせ、社会保障制度の維持可能性を失わせている理由といえる。したがって公費で支出した給付分を死後、相続資産から返却してもらうという制度の導入は、実に理にかなったものと考えられる。介護保険制度の財源割合は公費50%保険料50%であるが、この公費負担率を上げ、相続税の増税により確保した財源をあてていくことで保険料の上昇を抑えていくというふうにも考えることもできるだろう。

<介護保険制度の今後のあるべき方向性>

最後に介護保険の今後の方向性について考えてみたい。前述しているとおり、介護保険制度は地域包括ケアシステムの構築に向け、施設介護から在宅へという流れがある。そしてケアの質を担保していく

ため、ケアの単位の小規模化を進めていっており、²⁹ によってユニット型の新型特養、地域密着型の

特養、グループホームなどが各地で建設され増えていつている。

その方法論は北欧のシステムを参考にしているが、そもそも国民負担率が日本よりはるかに高い北欧の高齢者ケアをそのまま参考にしても良いものだろうか。ユニット型などケアを小規模化することが個別ケアに繋がっていくことは確かであるため、その有用性を否定するものではないが、少人数で少人数をケアするという事は、それだけ人手と費用が必要だということだ。

ここで極端な例として私自身が要介護状態となり、自身の意思も伝えられず動くことすら出来ない体で、排泄、食事、清潔保持において常時介護が必要な状況を想像してみようと思う。「A」というユニット型の施設の個室に入居したが、全室個室ユニットとは名ばかりで、職員が私のプライバシーを守ろうともせず、常に居室は開けっ放しであり、おむつ交換の時ですら閉めようとはしない。居室から出て私の排泄量を大声で別の職員に報告、介助の度、強い口調で指示をされるが、言葉で意思表示できないため苦言を申し上げることすらできない。指は動かせるため本当は余暇時間にパソコンでインターネットをしたいと思っているが、毎日、意思確認をしようともせず見ているだけで行くことのできないレクリエーションに強制的に参加させられる」という状況と、「B」という従来型の施設の4床室に入居した。そこでの職員は最大限私のプライバシーに配慮してくれ、ベット回りはプライベート空間が保たれるようパーテーションなどを使用している。排泄介助の際は必ず、意思表示できない私に対して笑顔で丁寧な言葉で話しかけ、介助中は臭いが回りに漏れないよう換気や消臭に気を遣ってくれている。何より言葉で意思表示できない私に対して、何がしたいのか、どう思っているのか真剣に汲み取ろうと関わってくれていると感じる」という状況を比較すると、私は迷わずBの施設を選ぶであろう。当たり前であると思う人が多いと思うが、現実にはAのような施設も実際に存在している。もちろんそこで働く介護職員が全てそのような対応だという訳ではないが、入居している人にとって、自身と関わる職員の中で一人でもそのような人がいれば同じことである。人生の終末期が近づきつつある時に、最期を迎えるまでそこから逃げることも出来ず、精神的な苦痛を味わいながら生きていかなければならない。そのような状況で亡くなっていく方の人生は幸せであったといえるのだろうか。

B施設の職員のように、意思が伝わらない状況であったとしても、入居者には、職員が何とか意思を汲み取ろうとしてくれているという「心」は認知症があったとしても必ず感じるであろう。それがその方にとって「ここに存在していて良いのだ」と感じる事ができる一つの大きな要素となり、そこから「人としての尊厳を守る」というケアのスタートラインに立てるのではないだろうか。

ケアを小規模化していくことによって、スケールメリットが働きにくくなる。スケールメリットは費用だけではなく、ケアにも影響するという視点も必要だ。

そのように考えると個別ケアの実践、尊厳の保持はハード面の充実より、まずはソフト面の質を担保すること。つまりそこで働く介護職員次第ではないだろうかと考える。介護保険制度の最も根幹を支えているのは現場で働く介護職員であり、制度に動かされるのではなく制度を動かしていけるはずである。

現状の介護報酬は上限公定価格であるが、介護 30 の単位を引き下げている事業所が少なく、実質上

公定価格と言っても良いと思う。また制度は年々複雑になっており基本報酬の他に様々な加算があり非常にわかりにくい制度となっている。公定価格では競争原理が働きにくく、まだ介護は売り手市場ということもあり、質の悪いケアをしている事業所が自然と淘汰されにくい状況であるといえる。そこで混合診療と同様な「混合介護」を導入するという方法も考えられる。具体的には今まで同様に基本報酬は公定価格を設定し、保険給付を行うが、今までの加算を含めたサービスや独自の上乗せサービスの価格は自由化して利用者に自己負担してもらうという方法である。低所得者対策が重要になるのはいうまでもないが、これより市場原理がより働き、サービスと価格が釣り合わない質の低い事業所は自然と淘汰され、競争原理によって全体の質も向上していくとともに、持続可能な制度とするため、給付をある程度抑えていくことも可能ではないかと思われる。

もちろん「混合診療」でよく問題にされるように、富裕層がより高いサービスを受けられ格差が広がる懸念はあるが、医療と介護サービスは対応するニーズが違い、単純にサービスの質がそのままコストには直結しない性質があるため（介護の質は多額な医療機器や医薬品を必要とするわけではなく、そこに働く職員の利用者に対する姿勢が大きく影響すると思われる。）安易な考えかもしれないが大きな問題とはならないのではと考えられる。

身体拘束などのように、数十年前の介護の常識は、今では非常識であると考えられることも多くある。また今の制度やケア内容が全て正しい訳でもなく、それが常識と隔たった場合もあるのも事実だ。

介護保険制度を支え、「尊厳を保持し、その方にとって自立した生活を送れるようにする」という本来の目的を見失うことなく実践し、新たな効率的で質の高いサービスを生み出していけるのは、今、介護や福祉に携わる一人一人の想いであり、そしてこれから働く方々の志であろう。この仕事に誇りを持つよう、現実から目を背けず向き合っていかなければならないことである。

命に寄り添う介護

札幌福祉医療専門学校・介護福祉学科 石岡 由紀子

はじめに

卒業論文をまとめるにあたり「命に寄り添う介護」というテーマに決めた理由は、在学中に自宅介護をしていた祖父母を亡くしたことがきっかけである。誰もがやがて死に至る日がくると頭では分かっているつもりでも、いつの間にか明日も今日と変わらずに過ごせるように思っていた。

私が今後関わらせて頂く利用者は様々な疾患を抱えており、私の関わり方一つで、利用者の生活や命そのものを危険にさらしてしまうかもしれない。そのように考えると、生活を支えるということは命を支える事なのではないかと気付き、介護職の責任の重さを感じた。今後、利用者の介護度にかかわらず、安心して1日1日を生活して頂けるような関わりを持てる介護福祉士になりたいと思いこのテーマを選んだ。

今回、実習を行わせて頂いた施設 H ではホスピスケアが行われている。実際の現場を体験し、最期の瞬間まで QOL 向上に向けた支援が行われていることに感銘を受けた。そして、利用者の QOL に向き合うことが命に寄り添う1つの方法であることを学ぶことが出来たと思う。

第1章 QOL・ホスピスケアについて

(1) QOL について

①QOL の定義

中央法規の表記によると「生活者の満足感、安定感、幸福感を規定している様々な諸要因の質」とされている。また WHO の定義では「個人が生活する文化や価値観の中で目標や期待、基準または関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識」とされている。

QOL の日本語訳においても「生活の質」や「生命の質」、「生命の充実度」等、様々な表現があり、現在の日本では厳密な意味での QOL の定義・概念は確立されていない。

在学中、「QOL とは」という議題でグループワークを重ね、各チームの考えを発表してきた。発表では、QOL はその人の人生から成り立つため個人によって異なる、という意見で一致したものの、その中で QOL とは「その人の人生の中の選択肢の多さ」や「生活の中での満足感」等、様々な視点から概念が飛び交っていた。もし、「あなたの QOL は高いですか？」と質問されたら、私は自分の価値観で答えるだろう。私個人として、その人が培ってきたそれまでの人生観が QOL の定義の基盤となり、「その人らしさ」が強く反映するため、介護職としての QOL は定義を単一化せずに利用者様に合った QOL を知ることが必要ではないかと考える。

(2) ホスピスケアとは

・2002年 WHO における定義

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者と、その家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処（治療・処置）を行うことによって、苦しみを予防し和らげることで、**QOLの維持・向上するアプローチ**である。

つまりホスピスケアとは、終末期の医療・看護・介護のことで、積極的な延命治療を行わずに、身体的苦痛や死への恐怖をやわらげ、残された人生を充実させることを重視するケアのことである。現在はホスピスケアの考えを広げた緩和ケア・ターミナルケアがあるが、ケアの内容に本質的な差異はないとされている。

上記の定義によるとホスピスケアは終末期ケアとされるが、高齢者の「終末期」とはどのようなものか確認を行った。

①一般的な終末期の定義

老衰・病気・障害により死に至ることを回避するいかなる方法もなく、予想される余命が3～6カ月以内程度の状態

②日本老年医学会「立場表明（2012）」による終末期の定義

症状が不可逆的かつ進行性で、その時代に可能な最善の治療により症状の好転や進行の阻止が期待できなくなり、近い将来の死が不可避となった状態

終末期の概念や言葉については、公的に明確な定義がされていない。その為、①のように多職種連携による医師の診断に基づき終末期とする場合や、②のように具体的な期間を設けていない場合など、記述が様々である。

特に高齢者の場合は、長い時間をかけて心身機能が低下し、やがて死に至るという経過を辿ることも多い。また症状が急変する事や急死する場合もある為、余命を予測する事が困難であり、高齢者の終末期はいつからなのかとは定義し難い。余命を確認し終末期と考える人もいれば、年齢・病態などから人生の終末期であると考え人もいる。個々の病態や死への価値観においても様々であることから、いつからが終末期なのかはその人自身が死をどのようにとらえるかによって違ってくるのではないかと考える。

第2章 施設における取り組み

（1）実習施設紹介

施設名 特別養護老人ホーム H

入所定員 ユニット型特養／80名 ショートステイ／20名

※1ユニット10名、全10ユニット

施設理念 「ホスピスケア」と「コミュニティケア」の実現を目指します

その実現のために、

①人々の全人的苦痛（身体的、精神的、社会的、スピリチュアル）に対する緩和ケアに、積極的に取り組みます

- ②常に多職種によるチームアプローチを実践します
- ③常に知識と技術の研鑽に励みます

(2) 施設における取り組み

①ADL 向上・維持に向けた研修

私は施設 H が行っている、「全国老協自立支援介護 介護力向上講習会」における ADL の維持・向上に向けた取り組みに興味を持った。概要は、高齢者ケアの基本は水をしっかり飲んで、普通の食事をとり、運動し、自然な排便を促すことである。この支援を行うことで、ADL の維持・向上だけではなく認知症の予防効果も期待されている。この事から施設では、水分量チェックや定時の歩行訓練、トイレでの排泄誘導や日中おむつゼロに向けた対策等が行われている。

大切な7つのケア			
④ 1日1500mlを目安とした水分摂取	②常食	③食物繊維	
④運動	⑤定時排便	⑥座位排便	⑦規律的生活

②ホスピスケア

ホスピスの理念には「生をまっとうする」ことが含まれる。施設ではこの理念に向けて多職種の連携と相談援助を重視し、その人らしい生を利用者本人が決めることが出来る生活への支援が行われている。介護福祉士は利用者の生活の中で最も身近な存在であり、日常生活を共に過ごさせて頂く上で自分の言葉や態度、利用者との向き合い方が大切である。H 施設では、そのような立場にある介護福祉士こそ相談援助技術が身につけ、信頼関係から想いを伝えやすい存在になる事が自己決定へ繋がり、多職種が連携しサービスの質を上げることが利用者にとって生をまっとうできる生活支援になると考えられている。

第3章 ケース・事例紹介

施設での取り組みが、どのように利用者の QOL 向上に結び付いているのか考えながら関わらせて頂いた。

《事例1》 介護力向上講習会に基づく ADL 向上に向けた支援

<p>ケース…K氏 女性 要介護3</p> <p>疾患…アルツハイマー認知症 場所の誘導や動作の促しが必要</p> <p>移動…自立歩行 食事…常食、自立摂取</p> <p>排泄・入浴…一部介助 尿・便失禁があると落ち込む様子がみられる</p> <p>コミュニケーション…簡単な声かけでの意思疎通可能</p> <p style="text-align: center;">本人の想いを言葉で表現することは困難だが、良い・嫌だという感情表現をされる</p> <p>1日の過ごし方…施設内を自由に歩き回る リビングや廊下のソファで過ごされる</p>
--

(1) K氏との関わり（水分補給）

第2章施設の取り組みで記述したように、施設Hでは自立支援介護の取り組みが行われている。この理論に基づいて、K氏に対し水分補給の支援が行われていた。

K氏は自ら進んで水分補給を行わないため、職員による誘導が行われている。時折飲水拒否されることもあり、その際は職員がコップをK氏の口元へ運び飲水介助をされている。

私はK氏が自立して食事を召し上がっている姿に着目した。K氏は食事と同様に飲水も自立して行えるが、何か飲水したくない理由があるため自発的に行わないのではないかと疑問が浮かんだ。十分な水分補給がADL維持に影響するのであれば、K氏が自分から「飲もう」と思える関わりを持つことは、残存機能の維持に繋がり、QOLの向上に結びつくのではないかと考え実践を行った。

まず施設側の工夫を確認し、飲水されない場面の観察と考えられる理由を挙げた。

K氏の好みに合わせた施設側の工夫	
・食器	カラフルな柄のある専用のマグカップを用意する
・味	温かいもので、甘く味のある飲み物を用意する
・タイミング	食事前後や歩行後などに提供
・誘導	声かけを行うが、K氏が飲みたくない様子である時は時間を置く

飲水をされない時のK氏の様子	考えられる理由
・誘導してもコップを持ったまま会話を続けられる	・声かけが伝わっていない
・コップを自分から遠ざける	・飲みたいタイミングではない
・「嫌だ」と大声を上げたり、顔をそむける	・その時飲みたい飲物の味ではない
・ソファの背もたれにゆったりと座っている	・飲む姿勢ではない
	・環境が整っていない
	・飲み物という認識がない

以上の観察点から、K氏は認知症により声かけが伝わらず飲む場面と認識出来ず姿勢を直せない、また飲み物と認識がないことが原因の1つであるのではないかと考えた。そこで施設側の工夫に加えて、姿勢を直し飲み物だと伝わるように次のような工夫を行った。

実践前の誘導方法	実践方法
・K氏の隣に座る	・専用のマグカップに温かいアップルティーを用意する
・コップを差し出し、「飲みませんか」と声かけをする	・食後や歩行後にK氏の隣に座り、会話をする
・コップを持つように促す、持って頂く	・水分誘導前に、姿勢を正して頂く
・飲んで頂けない場合はコップをK氏の口元まで運び、飲水介助を行う	・持っているコップを軽く揺らし、中身が飲み物だと認識して頂いてから声かけを行う

(2) 実践結果と学び

①実践結果

実践前は声かけが伝わっているか分からず飲んで頂ける事も少なかったが、コップを揺らし中身が飲み物だと伝わると、声かけを行わずに自分から飲んで頂く事が増えた。また、姿勢を正すことで飲むことへ意識が向きやすくなり、飲む動作がしやすくなったように感じる。飲み物だと分かり意識が向く事から、その時 K 氏が飲みたいのか・飲みたいくないのか、自身の想いを表現しやすくなったように思う。

②学び

初めに、ADL の維持・向上が K 氏の QOL にどのような関係があるのか考えた。K 氏の場合、本人から直接想いを教えて頂くことは困難である。しかし「施設内を自由に歩く」と「トイレでの排泄」は K 氏が自発的に行っていることである。また排泄に失敗した時には落ち込む様子がみられるため、K 氏の日常の行動や態度から「自立排泄」は継続したい活動であり、「歩く」ことは出来る能力なのではないかと考える。このように、普段の生活の中から K 氏の想いはどこにあるのかを情報収集し、根拠をもって身体活動 (ADL) の維持の支援することが大切だと学んだ。また、施設では ADL 維持の支援する為に、研修に参加し専門的な知識を持った上で水分補給に取り組んでいる。利用者様へ適切な支援を行うには、「正確な知識」と「根拠」を持つことが必要だと実感した。

次に K 氏との関わりでは、飲み物を認識出来ないという 1 つの動作を支援する事で、自分から水分補給をして頂けるという可能性が広がった。もし介助者が水分を補給して頂くことにこだわり、「飲んでほしいから」と言って促しばかり行ったり、全ての介助を行えば、十分な分量を飲んで頂けるかもしれない。しかし、K 氏が自分で飲めるという残存能力を抑えつけてしまうことや、本人の飲みたい・飲みたいくないという飲水への想いも無視してしまう介護者主体の支援になると思う。その為私は、1 日の目標水分量を飲んで頂くことに集中するのではなく、言葉で伝わらないならどうすれば伝わるか工夫を試みたり、どうすれば自己決定を引き出せるのか様々な視点から関わりを持つことで、結果的に自分から水分をとって頂くことができた。このように支援にばかりこだわるのではなく、広い視点から利用者を見つめることが大切だと学ぶことが出来た。

《事例 2》 ホスピスケアを通じて多職種による連携

ケース…S 氏 女性 要介護度 5
疾患…認知症 FIM 評価判定 18 点 / 生活面において全介助
身体状況…筋力低下と軽度の拘縮により四肢の動きは減多にない
移動…チルト式車椅子利用 食事…全粥、副食きざみ
排泄…朝のみパット使用 日中 2 人介助にてトイレ誘導
コミュニケーション…発言されることが少ないため意思疎通の確認が困難
1 日の過ごし方…食事、排泄時以外の時間をベッド上で過ごされている事が多い
家族様から施設での看取りの意向を確認済

(1) 家族を含めたケアカンファレンス

実習中、ケアカンファレンスに同席させて頂いた。今回主に議題とされたのは、「食事」におけるケアプランを今後どのように行うかである。

それまでのケアプランでは S 氏は嚥下機能が低下し口腔内の溜めこみが多い為、食事前後にミニモアブラシで口腔マッサージを行い、食事量 7 割の食事全介助を 60 分以内目安とし行われていた。しかし 2 か月前に骨折をし、その後食事摂取量に変化が出始め、食事中に苦痛な表情が見受けられるようになった。

施設での看取りの意向を確認し、食事を通して S 氏に 1 日 1 日をどのように過ごして頂くか、家族の想いと各専門職の立場から意見を交わしケアプラン方針の相談が行われた。

- ・参加者…ケアワーカー（介護福祉士） ケアマネージャー ソーシャルワーカー
管理栄養士 看護師 利用者家族（長男夫婦） 実習生
- ・資料…ケアプラン
食事・水分摂取量／体重／S 氏の日々の様子（過去 3 ヶ月分をデータ化）

<ケアプラン内容…食事・水分をしっかりとり、健康的に生活できる>

ケアワーカーの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランを継続する ・食事量 7 割を無理に召し上がっていただかない ・苦痛な表情が見受けられたら食事を中断し、その分の時間を余暇の時間として過ごして頂くのはどうか ・時には好きな物を多めに召し上がって頂くのはどうか
管理栄養士の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランを続行する ・このままでは栄養に偏りが出る可能性があるため、極端に偏った際は栄養補助食品（ペムパル）を提供してはどうか
利用者家族の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランを続行する ・最期まで口から食事をして欲しい ・無理に食事をすすめたくない ・栄養補助食品などの薬品には頼りたくない

ケアプランの継続については参加者全員の一致により継続が決定された。しかし、今後無理に食事を進めない場合に栄養補助食品を提供する意見については、家族から反対の声が出た。何故なら一度栄養補助食品に頼ってしまうと、今後薬品のように常に摂取するのではないかという懸念があったからだ。この時、管理栄養士と看護師から、提案した栄養補助食品のサンプルを用意し詳しい説明があった。家族は説明を受け、今回提案しているものが薬品ではなく食品の分類であることを知り、必要時のみの提供で同意された。

またケアワーカーの好きな物を召し上がっていただきたいという意見に対し、家族から家で作った料理を持参して S 氏に食べてもらいたいという要望が出た。ここで、ケアマネージャーと火が通っている等の規定を満たしている場合は持参しても良いと確認をとり、利用者家族は喜びの表情を浮かべていた。

（2）ケアカンファレンスで学んだこと

①QOL の学び

S 氏の食事に対し、「最期の瞬間まで口から食事を摂る」という家族の想いがある。

S氏の食事介助の場面を見学させて頂いた際に、職員から、S氏は好みの味が出るといつもより多く召し上がることもあると教えて頂いた。口から食べることが叶わず、胃ろうや点滴栄養へと変更する人々もいる中、S氏にとって口から食事を摂るということは、「味わう」ことで毎日の生活の中の楽しみに繋がっているのではないかと考える。口から食事を摂り味覚を感じたり、好きな物を食べられた時の喜びは、疾患により活動に様々な制限があるS氏にとって生きがいの一つになるように感じた。

また、ホスピスケアの中には家族に対してのQOL向上に向けたアプローチも含まれる。家族が、自宅の家庭料理をS氏に食べてもらいたいという要望に対しても、介護職員がきちんと施設に確認を取り、持参頂ける旨説明をしていた。後日、管理栄養士の方は持参頂いた料理の味を確認し、「S氏の食事が少しでも家庭の味に近づけるように今後の工夫に取り入れたい」とお話しされていた。この様に、利用者を中心とした多職種による連携がS氏のQOL向上に繋がることと、家族もチームの大切な一員だということを実感する事が出来た。

②多職種の中での介護福祉士の専門性

今回のケアカンファレンスでは、S氏の過去3ヶ月分のデータを用意し、日々の利用者の様子を確認できるようになっていた。介護福祉士は利用者の生活の中で身近な存在にあるため、日々の記録による情報はケアを行っていく上で重要なものである。生活の情報記録は介護職員のみではなく多専門職のケアにも考慮され、また離れて暮らす家族にとっても、現在どの様に利用者が生活されているのか知る術となる。この事から、きちんとした記録を残し、利用者の生活の変化に気付いた時、すぐに多職種と連携をとれることが介護福祉士の専門性だと思う。

また、多職種連携には医療職から見たバイタル値の情報、リハビリテーション職からは身体機能の情報など、様々な専門職の視点がある。その中で、介護職からみた生活の情報が加えられることにより、ケアプランに「その人らしさ」という人間性が増すのではないだろうか。利用者らしい支援を行う為にも、利用者との「日々の関わり」が大切なのだと思う。

③相談援助の大切さ

在学中、社会福祉援助技術やコミュニケーション技術など、相談援助を含む技法について学んできたが、私の中で相談援助は、主に介護支援専門員や社会福祉士の業務という印象があった。しかし、初めて家族を含んだケアカンファレンスに参加させて頂き、家族側の意見と現場職員側の意見のバランス調整の大切さを体験する事が出来た。

両方の意見のバランスを調整するためには、現場職員側の意見に偏らないように、家族側が意見を言いやすい環境が必要である。その為施設Hでは、入所中に何か家族に連絡する時や、生活面での質問がある場合、直接介護職員が家族に連絡をしていた。このように日頃から利用者・家族と関わりを持つことで、「いつも話している人」という親しみが生まれ、ケアカンファレンスの時に家族が意見を発言しやすくなっている印象を受けた。さらに事前準備や環境整備、真摯な態度が信頼感を深められ、お互いに納得できるケアプランを話し合うことが出来ると学んだ。この事から、私も正確な情報を相手に伝わりやすく説明する技術や、相手にとっても意見を出しやすい環境・関係性を築けるように、相談援助の知識・技術を深めていきたい。

第4章 まとめ

私は QOL に着目し命に寄り添う介護とは何か考えながら実習を行った。利用者の関わりの中では、自分が思っている利用者の QOL は本当に合っているのかと悩むことが多かった。しかし実習の学びから、「この人の QOL は～だ」と決めつけてしまうと介助者主体の QOL になってしまうことに気付くことが出来た。また、QOL は心理・身体・環境等の様々な要因から成り立ち、多角的であるからこそ他人とは違うその人らしさが生まれる事を改めて学ぶことが出来たと思う。

その人らしさに目を向け、ケアを実践していく為には、利用者との関わりの中から情報収集を多く行い、情報を関連付けて、「根拠」を持つことが大切だと考える。事例1の水分補給の支援では、「水を自分から飲まないから」という理由で水分補給を行うのではなく、水分がどのように ADL の維持に関係しているのか、また本人が ADL 活動へどのような想いがあるか生活がされているのか、日々の関わりの中で表情や行動、態度から理解した上で初めて支援に根拠が持てる。

しかし実際の関わりの中で、利用者がどのような想いでいるのか理解することは大変難しいことだと感じた。それは利用者に対しての情報収集の視点が狭かったからだと思う。私は「この人は～ができる」、「この人は笑っているから～が好きなのだろう」と、現在の活動の様子や疾患状況を見て情報収集を行っていた。しかし、利用者は数十年の人生を歩んで現在の利用者がある。その人が以前、どんなことが好きでどんな生活をされていたのか、そして疾患からどのように変化したのか、それまでの生活歴を重ね合わせて現在の利用者と同じ向き合うことが必要だと学ぶことが出来た。そのように利用者と同じ向き合った上で「根拠」を持ち、支援を行うことが介護職に求められる「その人らしい生活を支える QOL 向上の支援」になると考える。

次にテーマである「命に寄り添う介護」について、利用者の生きる時間をどう支えるか、事例2のホスピスケアから学ぶことが出来た。

「食事」のケアの際、利用者は嚥下機能の低下から、本来であれば口からの食事は難しいと医療職の方から伺った。「最期まで口から食事をしたい」という想いに対し、介護職のだけの知識・技術では限界がある。しかし多職種が連携し合い同じ目標を持ったチームになる事で、様々な専門的視点から支援が行えるようになり、介護職の支援の幅も利用者の生活の可能性も広がると考える。口からの食事が難しいとも見受けられる利用者へも、介護職が生活環境や介助を行い、看護職が身体状況を確認し、栄養士が食事形態を工夫する事で、口からの食事摂取が可能となっていた。多職種が連携を取り合うことは、より支援の質を上げ、想いに沿った生活を実現していけることだと考える。

また介護職は、多職種連携の中で他の専門職の知識をある程度理解していなければならないと考える。介護職は生活支援を行うため、多職種の連携から得た情報を実際に利用者へ提供する。例えば、他の職種から食事介助方法の指示があっても、この時に理解が誤っていたら、利用者へ合った食事は行えないだけでなく、誤嚥等の生命の危険にさらすかも知れない。利用者の生きる時間を支える為に、多職種の連携は重要だと考えるが、その中で介護職はきちんとした知識を身に付け、また解釈が合っているか確認を取りながら行うことが必要だと学んだ。

そして実習での学びを通し、「命に寄り添う介護」とは「今日を安心・安全に過ごし明日につながる介護」ではないかと感じる。今回の学びを活かし、今後も利用者に関わる1日1日を大切に、試行錯誤を繰り返しながら、根拠を持った質の高い生活支援を目指していきたい。

おわりに

私は在学中の2年間で多くの知識と経験をする事が出来た。入学当初、介護職は「人に関わる仕事」だと思っていた。しかし様々な施設で実習やボランティアを行い、介護職は人と関わるだけではなく、「人と人をつなぐ仕事」でもあると思うようになった。施設の利用者は様々な事情があり、在宅生活を余儀なくされ入所され、疾患や障害などの場合によっては他人とふれあう環境が狭くなってしまふ。しかしその中で介護福祉士は、利用者を家族様、地域の方々、他利用者様、職員と様々な人達とつなぐ支援を行うことが出来る。

昨今高齢者の孤独死というニュースで胸を痛める中で、私は利用者が孤独ではなく、自分は独りではないと生活の中に感じて頂けるような支援がしたいと新たな目標が出来た。その為には、まず自分が利用者の側にいる事を許して頂けるように、介護の提供ばかりに捉われず、利用者とは何気ない日常会話や普段の関わり1つ1つを大切にしていこうと思う。私は自分の自信のなさが介助や言葉に表れてしまうことがある。利用者が安心して私と関わって頂けるように、卒業後も現場の先輩や研修、経験から知識・技術を向上する努力を続けたい。人と人のつながりから、利用者が「出会って良かった」と心から思ってもらえるように、そして私も利用者に出会えた喜びと感謝を伝えられる介護福祉士を目指していこうと思う。

最後に在学中、ご指導頂いた施設の職員皆様、先生方、利用者の皆様に心から感謝申し上げます。有難うございました。

参考文献

「QOL 学を志す人の為に」 Quality of life 研究会編

「水—介護は水に始まり、水に終わる（自立支援介護ブックレット）」 竹内孝仁著

「介護の基本 I」 中央法規 介護福祉士養成講座編集委員会編

「立場表明 2012」 日本老年医学会

<http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/tachiba/jgs-tachiba2012.pdf>

グループホーム訪問を通し学んだ「一人ひとりの方を大切にする介護」について

旭川福祉専門学校・介護福祉科 楠本 貴子

I はじめに

私達、旭川福祉専門学校介護福祉科の授業の一つである地域支援活動は、1年生後期から2年生前期まで1年間行われる特別活動で、地域の人たちを支える介護を実践を通して学ぶ場です。クラスは5つのグループに分かれて活動していますが、私達硯グループはメンバー12人で、地域の老人クラブとの交流会のなかで介護予防体操やレクリエーションをさせていただいたり、地域の施設のお祭りのお手伝いをさせていただいたり、地域の方と関わっていく中でたくさんの勉強、体験をしてきました。

その他にも風船を使ったバルーンアートにも取り組んできました。グループ最後の活動である学校祭では教室全体を約3,500個の風船を使ったバルーンアートで、絵本「はらぺこあおむし」の世界をつくり、小さなお子さんからお年寄りの方、障害のある方など誰でも楽しんでもらえるように飾り付けを行いました。さらに、学校外活動では主にグループホームきららさんを定期的に訪問させていただき、認知症高齢者の方とのレクリエーションなどを行わせていただく活動をしていました。1ヶ月に一度程訪問させていただき、その中ではグループホームにはどういう役割があるのか、また認知症の利用者の方の暮らしや症状の特徴、そして関わり方などの勉強をさせていただきました。本論文ではその中でいただいたたくさんの学びについてまとめたいと思います。

II 対象

1. グループホーム「きらら」

グループホームきららは旭川市の東光にある施設で、2006年からサービスを開始されており、「家庭的雰囲気による共同生活を通じた居住環境の提供と利用者の権利主張を尊重し、その人の尊厳と誇りを守り、日常生活を支援することによって課題行動を減少させ、安心・安全・安楽な生活を送り、認知症の進行を穏やかにし、認知症高齢者等の福祉の増進を図る。」ことを方針とされています。私達が訪問させていただいていた2012年の終わりから2013年の夏頃には、9名程の利用者の方が入居されていました。きららは一般の家庭のようなつくりになっていて、自宅で過ごしているような雰囲気です。少人数の利用者の方や職員の方の中で顔なじみの関係をつくり、特に認知症を持っている方にとって混乱を少なく、安心した生活を送っていただけるような施設です。

III 方法

1. 施設を訪問してレクリエーションを企画・実行

11月20日、11月27日、2月5日、5月21日、5月23日、7月9日の6回

2. 施設を訪問して「楽しい食事：巻き寿司」を企画実行

4月23日

3. 地域生活支援センター「ふれ愛の郷」にお招きして、「楽しい食事：流しそうめん」を企画・実行

7月30日

4. 施設を訪問してバルーンアートでのクリスマスの飾りつけ、ハンドベル演奏を企画・実行

12月18日

5. 参加学生：介護福祉科地域支援活動グループ 12名

IV 結果と考察

1. 昔からの馴染み深い遊びを用いたレクリエーション

最初の訪問時は、昔からある馴染みの深い遊びを利用者の方と一緒にいき、なつかしい気持ちで楽しく時間を過ごしてもらおうと思いました。そこでかるた、すごろく、おはじき、お手玉などからどれか好きなものを選んでもらおうという企画をしました。私達と孫と一緒に遊んでいるかのようにレクリエーションを行ってもらうことができ、かるたでは札が取れると笑顔で喜ばれて下さったりと、どれも楽しく行ってもらうことができたのではないかと利用者の方の様子から感じました。しかし、様々な反省点もありました。私達の役割として、一人ひとりの利用者の方を誰が担当するか、などを決めておらず、その場で職員の方からここに来た方がいいなどと言ってもらってから動いたり、レクリエーションに参加されていない方に背を向けてしまい「お尻を向けない」と度々、職員の方に注意を受けたりと、利用者の方への配慮に欠けている場面が多くありました。訪問後、学校に戻り、そのような反省点を話し合い、背を向けていては利用者の方にとっては自分の存在が無視されているように感じられたかもしれない、また、そばに説明する人がつかないことで、利用者の方が理解されないままにレクリエーションを進めてしまったかもしれないと反省をし、次の訪問時に生かせるようにしていきました。

2. 利用者の方が日ごろ楽しんでいるレクリエーションを中心に

次の訪問時には、普段から利用者の方が余暇の時間に行われているというトランプやオセロ、将棋と一緒にさせていただきました。誰がどの利用者の方につくのかを決め、自分から動いていき、利用者の方に配慮出来るよう全員が心がけました。レクリエーションに参加されていない方にもそばにいてお話をさせてもらったりと、それぞれが担当した方に対して、この方はどんな方だろうと意識をして関わることが出来たのではないかと思います。

その他の訪問時には、手先の運動も兼ね、自分で材料を選んでもらい、ものを作る楽しみを感じてもらうことを目的として、ちぎり絵、うちわづくりなどを一緒に行うレクを企画し、行いました。うちわは折り紙や飾り付け用のテープ、利用者の方の写真を用意し、好きなものを選んでもらい、楽しくつくられるように工夫をしました。特に女性の方はカラフルなテープや飾り付けが好きで、とても楽しそうにつくってもらうことが出来ました。ちぎり絵では、言葉では中々理解してもらえず、貼ってもらえなかった方もいたのですが、色の鮮やかな折り紙をその方に進めると貼ってもらえたことがあり、視覚からの情報の大切さと同時に、視覚も私たちと高齢者の方とは見え方が違い、鮮やかにはっきりと見てもらえるよう色の面でも配慮が必要であるということ学びました。

お花見を一緒にさせていただいたことや近所を散歩させていただいたこともありました。外に出て体を動かし施設内とは違う外の風や空気を感じてもらうこと、また、花などから香りや色彩などを感じてもらうことなど、外から感じられる多くのことが良い刺激となり、季節を感じてもらうことにもつながるのではないかと思います。この時には利用者の方に少し歩いてもらいすぎ、高齢者の方の体力と自

分たちの体力を同じように考えていて利用者の方の体を気づかう声かけが出来ていなかったと反省がありました。

何度か反省をしていくうちにグループのみんなの視点が、レクリエーションを上手く、スムーズに行うという自分たちの視点から、レクリエーションを利用者の方に楽しんで行ってもらおうという利用者の方の目線での行動、声かけ、反省が出来るようになったのではないかと思います。反省の中でもただ反省するだけではなく、次に生かすことでより良い学びにつなげる事が出来たのではないかと思います。

また、グループホームの責任者で旭川福祉専門学校の非常勤講師でもある山田先生の提案で、昼食のお手伝いもさせていただいていました。施設での実習では利用者の方の食事をつくることはなかったので、調理する上での留意点、食材への工夫、体調や変化に合わせて提供する量を変える事など、毎回訪問するたびに学びました。その経験から、楽しい食事を考える活動も大切なことと考え、実践しました。

3. 食事で楽しく

①巻き寿司で楽しく

昔、お母さんとして料理をしていた頃や、運動会やお祭りなどの特別な日を思い出してもらい、コミュニケーションをとりながら楽しく利用者の方にも参加してもらおうことを目的として、巻き寿司づくりを企画をしました。二人の利用者の方にはお寿司の具を並べることで参加していただくことができました。一人の利用者の方は巻き寿司というごちそうを食べることができたことをとても喜んで下さり、次の訪問時も学生が来るとおいしいものが食べられると喜んで下さりました。残念ながらその時は食べ物をつくる企画はしていなかったのですが、大きな感情の動きは認知症の方でも記憶にとどめられているのだということを新たに私たちは学ばさせていただきました。今の私達の生活では、店に売られているものを買って食べる事が多くなってしまいましたが、自分たちでつくる計画を立てることにより、どのような材料があるのか、どのようにしてつくるのかなども学ぶことができ、何でも自分たちでつくる事が当たり前であった利用者の方の生活を理解することにつながったのではないかと思います。このような経験をする事も介護福祉士として大切なことだと感じました。

②流しそうめん楽しく

7月には、学校の向かいにある地域生活支援センター「ふれ愛の郷」のウッドデッキに、グループホームの方をお招きし、夏の行事食であり、これまでも私たちの先輩が行っていた流しそうめんを企画しました。ウッドデッキにはテントを設置し日の当たり具合の確認、また、車椅子の方でも流れるものが見える位置でできるよう、椅子やテーブルの準備から始めました。流すものはそうめんだけでなく、彩りも取り入れ、見た目にも楽しめて、選び取ったり、食べたりすることを楽しんでもらえるように、きゅうり、ミニトマト、うずらの卵を流すなどの工夫をしました。きゅうりにはつま楊枝に紙でつくった旗をつけ、とりやすく、また楽しめるようにしました。流す早さや利用者の方が食べている量にも気を配りながら行いました。その日は天候もよく、晴れた空に夏の青々とした山の景色が映え、利用者の方はウッドデッキから見える風景なども楽しみながら、流れていくそうめんが上手くとれると、嬉しそうにされている様子で、私達もとても楽しく行うことができました。

食事もただ食べてもらうだけではなく、このようにつくることで参加出来たり、楽しく食べたりすることができ、食べる意欲につながるとも大切なことだと感じました。

V 終わりに

学生を孫のように思っ下さり、いつもレクリエーションを楽しんでくださった方や、いつも最後に行く学生の挨拶の時にまた来てくださいと笑顔でおっしゃって下さる方など、利用者の方からたくさんの笑顔をもたらすことができ、私達もやりがいを持ち、楽しませていただきながら訪問をさせていただきました。利用者の方と関わらせていただく時の基本的な姿勢からレクリエーションの企画や進め方、お年寄りの方に食べてもらう食事などについて学校や実習で学ぶことの出来なかった多くのことを学ばせていただいた貴重な体験となりました。

また、12人の仲間との活動では、意見が合わなかったり、うまくいかないこともありましたが、リーダーが中心に全員で協力してグループ活動を進めていこうと努力していくことで、個人個人が自分の役割と責任を果たして進めていこうと意識することができていったのではないかと思います。1人1人が意見を出していかなければ進んでいくことができない小グループであるからこそその成長があり、グループとしても個人としても成長することができたと思います。介護の現場でもチームで協力する場面は多くあり、チームで考え、動く、チーム力もとても大切なことの一つであると思います。これらの活動を通して、私達は「地域支援専門員」資格につながる実践の場と学びもたくさんいただいたと実感しています。

私は4月から高齢者施設で働かせていただきます。地域支援活動でのグループホームきららさんを訪問させていただいたことや、チームとして動いていく中で学んだこと、成長できたことをこれから自分の働く場で生かしていき、利用者の方のより良いケアにつなげていきたいと思っています。

現代の養護問題と社会的背景

旭川福祉専門学校・保育科 水野 未来

1. はじめに

私は、2年次の保育実習を児童養護施設で行った。そこで初めて、児童養護施設で暮らす子どもたちと直接関わり、今までインターネットや新聞、教科書の中でしか知らなかった「親と暮らすことのできない子どもたち」、「施設で暮らす子どもたち」といった彼らの存在を改めて知ることになった。たった2週間ではあったが、彼らと過ごした日々は私の中で忘れられないものとなった。彼らのような子どもたちが、まだまだたくさんいることも知った。彼らの側で、私はいったい何ができるのだろうと思った。彼らは何を求めている、何が必要で、そのために私は何をしなければならぬのだろうと考えた。こうして私は児童養護の世界に興味を持つようになり、仕事として児童養護施設の職員となる道を選んだ。そこで、要保護児童と児童養護施設、私なりの理想の養護について、現代の社会的背景と関連させて考えてみたい。

2. 変化する社会と虐待の関係性

平成24年度において、保護者のない児童、被虐待児などの家庭環境上社会的養護を必要とする子どもたちは、約4万7千人である。施設入所児童の数を見ても、ここ10年で児童養護施設の入所児童数は1.1倍、乳児院では1.17倍に増加している。少子化が進み子どもが減っているにもかかわらず、要保護児童が増え続けるという状況と、現代の社会背景の関係について考えてみたい。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年の約1万件に対し、平成23年度には6万件と約6倍に増加している。この異常なほどの相談件数の増加には、様々な要因があるだろうが、その一つとして社会の環境の変化が大きく関係していると思われる。

現代の子育て環境は、核家族化や高度経済成長などといった社会の変化とともに大きく変わった。そのため家庭内や地域において、子育てや日常の暮らしの中で協力する姿勢、助け合いの精神といったいわゆる互助的機能は弱体化し、昔は普通であった祖父母や兄弟による育児はあまりみられなくなってしまった。また、産業構造の変化と共に自営業が減り雇用される労働者が増えることで、家族が内と外とに分かれてしまうことで、母親一人に子育ての負担がのしかかるような状況になってしまった。また、現代の親世代は、兄弟が少ないために自分が親になる前に、小さな子どもの世話をする経験が少ないことや、少子化によって親として子どもを育てる機会も減少し、家庭内の教育能力が低下しており、親としての育児能力が未成熟な傾向も強い。そのため、子育ての理想と現実とのギャップも大きく、親として未熟なことから来るストレスや苛立ちが、育児ノイローゼや虐待を引き起こす原因になっている。

このように、社会の変化によって虐待が増え続けていると言っても過言ではない中で、保育士にはこれまでのケアワークを中心とした保育に加えて、より一層ソーシャルワーク的な役割が求められるようになった。さらに、子育て支援として、相談、情報提供、居場所や交流の場としての園庭開放や、子育てひろば等の事業が行われている地域もあり、地域ごとに家族ぐるみで援助を行うというところも増え

ている。こうした家族援助は、人と人が助け合い 45 え合って子どもを育てていくという、昔ながらの

子育て環境を現代社会にも取り入れていくために必要であり、そのような社会の仕組みを取り戻していくことが大切だと思う。

3. 福祉への理解・関心の問題

上記で、地域と共に子どもを育てることの大切さを述べたが、家庭で生活する子どもたちのみならず児童養護施設で生活をする子どもたちについても同じことが言えるだろう。

私は、春から児童養護施設に就職することが決まった。そのため、「どこに就職するの？」と聞かれた際に「児童養護施設です。」と答えると、ほとんどの場合、「それってどんなところ？」という返事が返ってくる。子どもならまだしも、大人であっても児童養護施設に関する知識がないのだ。身近にそのような施設があるということ、そこで暮らす子どもたちは決して少なくないこと、どのような理由で入所しているのかなど、あまり知られていない。現状では、当事者でもない限り知る機会がないのだから、仕方がないことなのだろうと思う一方で、やはり私は、もっと多くの人が、できれば全ての大人が要保護児童について、児童養護について正しい知識を持つべきだと思う。そうすることで、社会全体で要保護児童を護り、育てることが可能になっていくはずだ。

そして、正しい理解を持った大人が増えることは、子どもたちを勇気づけ、生きる力の源になると思う。「自分は一人じゃない」「支えてくれる大人たちがたくさんいる」と、全ての子どもたちが感じることできたらどんなに良いだろう。大人が子どもを守らなくて、誰が子どもを守るのか。社会全体で、大人全員で子どもを見守り、育てていきたい。

4. 小規模ケアが子どもたちにもたらす影響

社会の変化と共に、家族の形態も変化している現代であるが、「家族」という集団がもつ役割はいつの時代でも不変であるべきである。小さな子どもも、社会に出た大人も、自分の居場所やホームを求めていると思う。人はホームがあることで安心して外で活動ができるのだと思う。社会的養護を必要とする児童を可能な限り家庭的な環境に置いて、安心できる人間関係の中で育てることができるよう支援を行うことは、子どもたちがホームを持てるようになる上で必要なことであると思う。

平成24年において児童養護施設の5割が大舎制をとっているが、平成20年には7割が大舎制であり、施設の小規模化が進んでいる。平成20年から平成24年にかけて、たった4年の違いではあるが、小規模グループケアやファミリーホーム（小規模住居型事項養育事業）は、施設数323件から423件へ増えており、施設の小規模化と家庭的養護が推進されていることは明らかである。

私は、京都の舞鶴学園という6つの小舎で構成されている児童養護施設の映像を見たことがある。そこではより家庭に近い環境を、ということで小舎制をとっているが、利点ばかりではない。例えば、職員の人員不足も深刻な問題で、職員夫婦が自分の家庭の中に要保護児童を受け入れるという、夫婦小舎制が減っているという問題もある。しかし私は、様々な困難はあるけれども、家庭に近い環境の中で子どもを育てることには大きな意味があると思っている。子どもたちがより家庭に近い環境の中で生活することによって、一人ひとりの人間と長い時間を共有し、その分人間同士の関係が濃密になり、子どもたちは学校生活だけでなく、その中でも人との折り合いの付け方や、コミュニケーションの取り方を学んでいくものだと思うし、本当の家族になることはなくても、本来家族の中で培われる、身近な相手を気遣う心や、支えとなる存在を感じる心を小舎の中で培うことは十分に可能であるはずだ。そしてそ

れは人間としてとても大切なことであり、子ども46の成長のために必要なことであると思う。

そして私は、舞鶴学園の映像の中で、中学生の女の子が話していた言葉がとても印象的だった。「家族のつくり方を教えてほしい。家族の勉強をしたい。いずれ私が家族の勉強を教える人になる。」私はこれを耳にして胸が苦しくなった。この子が言う「家族の勉強」というのは、家族という集団が持つ役割や、母親とは家庭においてどのような存在か、ということを知るとい意味だと私は考えた。「親から虐待を受けた子は、自分が親になったとき子どもに同じことをする。」そんな話をよく聞く。それが本当なのだとすれば、それは当人にとってとても苦しいことなのではないだろうか。それならば、そのような事実が生み出されないように支援することも、児童養護施設職員の役割なのだろう。この女の子が言うように、この子がいずれ「家族の勉強」を教える人間になることができるように、施設職員が親代わりとなって「家族の勉強」を教えること、それをより家庭的な環境の中で身をもって体験したりしながら、子どもが理解できるようにすることが小規模ケアの意義であると言えるだろう。

5. まとめ

改めて、現代の養護問題と社会的背景およびその対応策についてまとめると、次のようになる。

現代の社会が抱える背景や課題は、昔に比べて当然変化しているが、子どもがその誕生からその発達を保障されなければならないことは、どの時代でも不変であるはずだ。だからこそ、人と人が助け合い、支え合って子どもを育てていくという、昔ながらの子育て環境、社会の仕組みを取り戻していくことが大切なのだと思う。

また、子どもが児童養護施設で生活しているのは、それなりの家庭の事情があるからだが、それは決して子どもの事情ではない。家庭の事情は様々でも、様々な考えの親がいても、子どもは守られなければならない存在であるはずだ。だから多くの人が、できれば全ての大人が要保護児童について、児童養護について正しい知識を持ち、社会全体で要保護児童を護り、育てることが大切なのだ。

やがて子どもたちは確実に親になる。施設が支援できる自立への条件は決して十分ではないかもしれないが、施設を出てから自立し、確かな歩みをして自分の人生は自分の手で作っていかなければならない。だから施設職員が親代わりとなり、より家庭的な環境の中で身をもって体験しながら、家族という集団が持つ役割や、親とは家庭においてどのような存在かを、学んでいくことが大切なのだ。

子ども時代の育ちを豊かにすることが、社会の質を豊かにすることにつながるとすれば、大人の役割やその責任を果たすための環境づくりに私たちは努力を惜しんではならないと思う。

6. おわりに

私は春から児童養護施設の職員として子どもたちと関わっていく。私には理想とする職員像があり、根本にあるのは「子どもと信頼関係が作れる人間」ということだ。信頼関係というのは、人間が人間の中で生きていくために必要不可欠なものであると思う。信頼される喜びと信頼できる相手がいることの喜び、これを知ったときに人間は強くなり、新たなことへも挑戦できるようになるのだと思う。

また、今の私があるのは、親の愛、友の愛、恩師の愛。様々な人の「心」のおかげだと思っている。愛される喜びと愛する喜び、こんなにも温かくて涙が出るほど幸せな気持ちがあることを子どもたちに伝えたい。大切な人と出会い、その子にとっての幸せを見つけてほしい。そして何より、子どもたちの笑顔を少しでも多く見たいと思う。

ことばと絵がもたらす力 ～紙芝居をもちいた地域支援活動の実践～

旭川福祉専門学校・介護福祉科 大川 美音

1, はじめに

私達の学校では、地域支援活動という特別科目があります。介護福祉科保育科それぞれに様々な活動をしてきました。その中で、私の活動グループである黒田グループの取り組みについて紹介したいと思います。

黒田グループは、介護予防体操を考えたり、キャンドルをつくる活動をしているグループです。私がこのグループを選んだのは物を作る活動がおもしろそうだったからです。活動の期間は1年生後期から2年生前期までの1年間です。当初はどんな活動をする事になるのか、とてもドキドキしていました。

始めに先生からグループの活動のねらいについての説明がありました。このグループは3種類の活動をとおして地域を支援していくグループだと言うことでした。一つ目は地域の方々に見て楽しんで頂く活動で、具体的には地域を題材としたオリジナル紙芝居の制作やオカリナ演奏を行ってきました。こうした活動から地域を題材として見て頂くので、地域の歴史、文化、生活習慣を学ぶ必要性を理解し、その方法としての聞き書きなどのフィールドワークを学ぶことができ、また、見て頂くための活動から具体的な準備、練習、進行、役割分担、表現する力を学んでいくものです。

二つ目は生活に役立てて頂く活動として、例えば介護予防体操を考案し健康維持と介護予防に役立てて頂くといったものです。この活動をとおして体操をどう組み立て、どのようにリードし、どのような印刷物で理解して頂くか等を学び、さらに実践・実演し地域の方々や専門職の方に見て頂きアドバイスを仰ぎながら体操の効果について学ぶ事が出来ます。

三つ目は共に創作を楽しむ活動として、例えば身近な材料で出来るろうそく作りや根曲り竹の鍋敷き作りなどを行うといったものです。この活動から作る楽しみを味わって頂く為に、どのような身近な材料で楽しんで頂くか、作り方をどのように伝えるか、その為に準備すべきことや物品の用意、当日の手順、説明、片付けなど一連の活動をとおして、必要な支援のプロセスを学ぶことができます。

私はただキャンドルをつくったり、体操を考えたりしているのかと思っていましたが、そこに活動の目的やねらいがあることを知りました。そうして今年度私達がやってみたいことをこの三つの活動に照らし合わせて意見を出し合って、活動を決めていきました。はじめはグループのメンバーも緊張のためかぎこちない様子でしたが段々と打ち解けて話すようになっていきました。私も普段話した事のなかった人たちとグループ活動をする内に少しずつ色々な事を話せるようになりました。

そして介護予防体操の考案と、キャンドル作り、そして昨年に引き続き紙芝居作りに取り組むことになりました。

2, 紙芝居と地域支援活動

黒田グループの紙芝居活動は、1期先輩の20期生から始まりました。地域の方に「見て楽しんで頂く活動」を考えた時、先輩方は絵本や紙芝居が読_きいた施設があったことを思い出しました。紙芝

居に食い入るように見ている高齢の入所者の方の姿が印象的だったそうです。今までを懐かしみ、これから生きていく励みになる紙芝居をつくれないうかと思えました。今までを懐かしむ紙芝居を作るには、その地域に根差した題材でなければなりません。先輩達は東川の歴史を学ぶことにしました。東川町には郷土資料館があります。地域支援活動の時間に全員で訪れました。そこにはなんと電車の実物が展示されていたのです。東川町では昭和の一時期、旭川市と東川町を繋ぐ路面電車が走っており、その当時の電車が展示されていました。この電車を題材に紙芝居作りが始まりました。東川で稲作を営む若者がいて、東旭川からお嫁さんが来ることになり、その嫁入りを電車でする場面など、人々の生活に溶け込んでいた電車の存在を表現できる場面構成を検討し、最後は吹雪の中で馬車から転落する若者を通りかかった電車に助けられる結末を考え、紙芝居の第一号「ありがとうチンチン電車」が完成しました。作品は東川町の西部地区自治振興会の、敬老会の場で披露する機会が与えられて、先輩方は上演したそうですが、見ていただいた地域の皆さんは大変、懐かしがって下さったそうです。上演してみて改めて紙芝居が、見る人に懐かしさと、喜びを与えるものだと思えたそうです。

3、私の絵との出会い

絵を描く楽しさを私が知ったのは小学校4年生の頃でした。その頃は絵に興味はありませんでしたが、ある日、夏祭りの出店でくじを引いた景品でミニノートが当たったので、私はこのノートになにか絵でも描いて見ようかと思ったのがきっかけでした。毎日毎日欠かさずに365日描き続けました。暇さえあれば学校でも、家でもとにかくただひたすら絵を描き続けました。はじめは好きな漫画家の絵をただ真似して描いていましたが、中学校にあがる頃には自分なりの書き方を覚え始めました。そして絵を描くことは私の世界を広げてくれました。中学時代部活動をしたことのなかった私ですが、高校で初めて部活動をはじめました。美術部です。普段は好きな漫画家の模写や人物のイラストばかり描いていましたが、美術部では風景や静物を描くことを学びました。また、高校に入ってからよく本を、しかも絵本をよく読むようになりました。これも絵が好きなことのためだと思います。私の好きな絵本作家は池田あきこさんという方で、代表作『ダヤンシリーズ』は色鉛筆で描かれたすてきな作品です。自分もこんな風に繊細で素敵な絵を描きたい、お話を作りたいと思うようになりました。現在もそうですが、この頃からいつか絵本を自分の手で作ってみたいという夢を持つようになりました。はじめ私は絵本は子どもが読むものと思っていました。けれども子どもだけでなく大人も楽しんで読める絵本が数多くあることに気付きました。自分が小さい頃に読んでいた絵本が、大人になって読み返しても変わらない感動を受けました。きっと小さな頃親に読んでもらった絵本は、自分が親になったとき子どもに読んであげるにちがいません。親子の絆として、大切な親子で共有した思い出として読み継がれるのではないのでしょうか。私は大人も子どもも楽しめて、夢や希望を与えられるような、そんな作品を作れたらと考えています。そして、オリジナルの物語やキャラクターを考えてはスケッチブックに書き溜めています。

それが今、旭川福祉専門学校で私の絵を描くことが活かされるとは思ってもみませんでした。

4、地域を題材とした紙芝居作成

私達21期生は何を紙芝居の題材にしたらいいだろうとみんなで考えました。そして先輩たちのように郷土資料館に行き東川町の歴史を学びました。地域の皆さんに喜ばれ、励ましを与えるストーリーを

考えることは本当に難しいと思えました。また、町49区をよくご存じの方にもお話をお聞きしました。

水害の話、戦争の話、いろいろ題材としてあげられました。最後に東川町の図書館に行きいろいろ調べました。そして今回は東川の豊かな自然を題材にしよう。また、大人だけでなく子どもも楽しめる物語にしようということになり、東川町のマスコットキャラクターである「モモンガ」をテーマに、他の動物と力を合わせて、洪水や倒木を乗り越える物語を考えました。東日本大震災の復興の思いも込めてストーリーを考えました。そしてお話の流れや登場するキャラクター達の会話等を一つ一つ考えました。全体的な物語の形式が決まったら、次は物語の要となるキャラクター作りに入りました。主人公のモモンガをどんな風にデフォルメして描くか、図書館から図鑑をかりて、その独特の可愛らしい動きをどう表現するかみんなと話し合い、何度もデッサンし、紙芝居用にアレンジした動きのある絵になるよう心がけました。他にも脇役で登場する熊、鹿などの動物も同様にアレンジしました。キャラクターの個性が表現できるよう表情や仕草もあらかじめ考え何度も下書きしました。また、主人公を引き立たせ、世界観を決める意味では背景ももちろん大切です。場合によっては、キャラクターの心情を表現するために、空や木ばかりでなく色で効果を付けたりもしました。こういった工夫をして紙芝居を作ることは大変でしたが、みんなで試行錯誤しながら作り上げる充実感を感じました。こうして黒田グループ2作目「モモンガのモンちゃん」が完成しました。

5、地域の方に上演する喜び

この紙芝居を上演するはじめの場面は福専祭でした。たくさんの方が集まって下さり、読み始めはとても緊張しましたが、読み終わると皆さんが笑顔で拍手して下さいました。小さな子どもも来てくださり「かわいかった」「もう一回見たい」と言ってもらえて本当に嬉しく作って良かったと思いました。完成させるまではいろいろな苦労もありましたが、みんなで考え、協力して臨んだ紙芝居作りは忘れられない経験となりました。

紙芝居の良さは一つは見て楽しむことです。一枚一枚の絵を視覚的に捕らえる事で、次の場面への想像を膨らませ、見る人の想像力や先を考える力を養う事に繋がると思います。そしてもう一つは聞いて楽しむという事です。自分一人で本を読むのとは違い、読み手の声色や分を読む時の間などでも印象は変わってしまいます。キャラクターの台詞を読む時もどのように感情表現するかが読み手次第という点で、聞き手に何を伝えたいか、読む側にもそういった力が求められるように思います。紙芝居には、人の心に響く音と絵の力があるのだと思います。大切なのは技術云々ではなく、読み手と聞き手が楽しく心の交流ができたのではないのでしょうか。目に見えない一つの空間を共有し合える、いわば心や気持ちを共有する媒体のようなものです。完成した紙芝居を実際に読む時、私は頭の中でもう一度シナリオを思い返しました。作っている段階から既にどのキャラクターがどんな声で話すか、早さはどれぐらいか、効果音等物語の表現にメリハリと臨場感を与える部分はイメージしていました。後はそれをどれだけ心を込めて表現できるかです。

このことは生活を支援することと重なると思います。読み手が聞き手に提供する音と絵の力は、介助者が利用者に提供する生活支援の行為に繋がるものと思いました。どれだけ準備をし、心をこめて取り組むか。地域支援活動は介護福祉士の本来の活動を豊かにする貴重な活動だと感じました。

今後も私は紙芝居制作絵本制作に取り組んで、地域の方々が喜ばれる活動をしていきたいと思っています。さらに私は学んだことを活かして、施設のみならず地域を支援できる介護福祉士を目指して努めていきたいと思っています。

子どもへの責任について考える

旭川福祉専門学校・保育科 山口 愛子

1. はじめに

都市化、核家族化、共働きの増加など、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化していくなかで、子どもたちに関わる大人として、これから保育・幼児教育の現場に立つ私に何ができるのだろうか。たくさんの可能性を秘め、成長していく子どもたちに、大人はどれだけの影響を与えるのだろうか。そう考えたとき、保育者として子どもの前に立つ私にはとても重要な役割と責任が課せられているのだと実感する。そこで、大人が子どもに与える影響と私たち大人にできる事について考えたい。

2. スキャモンの発達・発育曲線

スキャモンの発達・発育曲線によると、神経系統は生まれてから5歳頃までに約80%の成長を遂げ、12歳ではほぼ100%成長すると言われている。幼少期は神経系が著しく発達する時期であり、さまざまな神経回路が形成されていく大切な時期なのである。神経回路は、一度できあがるとなかなか消えないと言われている。それは、例えば一度自転車に乗れるようになると、何年間も乗らなくてもその感覚を覚えており、いつでもスムーズに乗ることができることからわかる。そのため、幼少期に神経回路に刺激を与え、神経回路を張り巡らせるために、多種多様な動きを経験させることが大切なのである。この多種多様な動きを経験させる機会を与えるのが、保育者の役割だと考える。

3. 環境 ～自然環境と人的環境～

みなさんは「環境」言う言葉を耳にしたときに何を思い浮かべるだろうか。自然環境だろうか、それとも人的環境だろうか。ほとんどの人は緑豊かな自然環境を思い浮かべるのではないだろうか。

「あなたが『環境』について考えることを自由に書きなさい。」

B4用紙のほとんどが回答欄だったこの問題文は、私の就職試験の問題文である。私はこの問題文を見たとき、自然環境と同時に人的環境を想像した。

保育所保育指針によると、五領域のなかの「環境」の領域では、「生命、自然及び社会事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと」という教育目標をより具体化し、次のような「ねらい」を掲げている。

- ①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で、様々な事象に興味や関心を持つ。
- ②身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- ③身近な物事を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

私は環境について考えるとき、実習で担当してくださった先生がおっしゃっていた「先生自身も子どもたちを育てる環境の一部なんだよ」という言葉を思い出す。子どもたちは関わる大人の言葉使いや振る舞い、マナーなどを見て、真似しながらどんどん吸収し、成長していくので、関わる大人が大きな影響を与えるのだと感じた。私たち大人は、常に子どもたちにとって良いお手本であるべきなのだと思う。そして、子どもが自然環境や友だちなど、たくさんのことに興味・関心を持てるように、常にさまざまな働きかけをしていくことが、保護者や保育者の役割なのだと考える。子どもと関わる際に、自然環境を有効に取り入れることのできる人的な環境、保護者や保育者の役割が重要なのではないだろうか。

4. 虐待と子育て支援

全国 207 カ所の児童相談所が 2012 年度に把握した児童虐待の件数は、前年比 6888 件（11.5%）増の 6 万 6807 件であることが厚生労働省の調べでわかり、22 年連続で過去最多を更新したという。年々増え続ける虐待に歯止めをかけることはできるのだろうか。

虐待と一言と言っても定義は曖昧で、しつけとの線引きが難しいということをよく耳にする。しかし、たとえしつけであったとしても手をあげることは許されないのではないかと私は考える。子どもも大人も 1 人の人間として扱われ、大切にされるべきなのである。

虐待をしてしまう理由は人それぞれであるが、私は人と人とのつながりが希薄になってしまっていることが根本なのではないかと考える。都市化による近所付き合いの減少、核家族化による育児の密室化、共働きの増加により家族の触れ合う時間の減少など、育児を一人で抱え込まざるを得ない状況になってしまっているのではないだろうか。

私の学ぶ旭川福祉専門学校保育科では、校舎の向かいにある「地域生活支援センターふれ愛の郷」という施設を利用して、子育て支援を行っている。私たち学生が行っているのは、来てくださる親子と触れ合ったり、子どもたちのために遊びの企画を考えたりするというものだが、普段関わることのない人と関わるができる機会があると言うことは、素敵なことだと思う。このような場がたくさん増え、人と人が寄り添うことができれば、少しずつかも知れないが虐待は減っていくのではないだろうか。

5. 最後に

子どもへの責任について考えてみたとき、初めにも述べたように、保育者の役割の重要性と責任は大きいのだと感じた。

子どもたちがたくさんの事に興味関心を持ち、多種多様な動きを体験できるように関わっていくこと、子どもたちにとって良いお手本となる大人であること、子どもだけでなく保護者も含めて、人と人が寄り添い関わり合える機会を保障していくこと、どれをとっても、人的環境としての保育士の役割が大切なのだ。そう考えたときに、今の私にできることは少ないのだと実感する。4 月から保育者として現場に出るが、知識も経験も少ない私は、力不足に悩むこともたくさんあるだろう。しかし、子どもの前に立つ以上、立ち止まってははいられない。保育者として最善の環境でいられるよう試行錯誤しながらも、今の自分にできることに最大限、全力で向き合っていきたいと思うし、向き合う責任があるのだと思う。

医療施設における介護職員の役割とは

札幌福祉医薬専門学校・介護福祉学科 横山 麻衣

はじめに

今回、卒業論文実習で介護療養型医療施設に行かせて頂いた理由は、2年になってから医療的ケアの講義が始まり、医療分野にも興味を抱いたからである。また介護療養型医療施設の現状やケアの方法、また患者がどのような生活を送っているのか知り、またその上で介護職員の役割とはどのようなものであるのかを知りたいと考え、このテーマを選択した。

加えて私は長期実習で介護老人保健施設に行かせて頂いたが、その時は身体拘束をされている利用者はほとんど居なかった。しかし今回、卒業論文で実習をさせて頂いた介護療養型医療施設では身体拘束を受けている患者が多く、その現実に意外性を感じた。

介護保険制度では身体拘束がやむ得ない場合や緊急時を除き禁止されているが、介護療養型医療施設における身体拘束の現状を経験し、身体拘束は患者にとって本当に良くないことなのか改めて考えてみようと思った。

第1章 介護療養型医療施設について

①介護療養型医療施設とは？

医療法に基づき病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理をもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設である。また介護型療養病棟とも呼ばれている。

②入院対象者

医療や看護を受けられるため喀痰吸引や酸素吸入、経管栄養の管理や褥瘡重度の認知症の方など医学的措置が必要な方が入院している。

入院は要介護1以上から可能である。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度の高い方を対象にしている。

③サービス内容

- ・療養上の管理、看護
- ・食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護
- ・機能訓練（リハビリテーション）
- ・ターミナルケア

④介護療養型医療の現状は？

介護療養型医療施設の廃止

医療や看護の必要性の低い者が介護保険給付を受けながら入院しているという批判があったため、

2012年3月までに廃止することになっていた。しかし、介護療養型医療施設の受け皿の整備が進んでいないため、廃止は2018年3月まで猶予されることになった。また今後は新型の介護療養型老人保健施設などへ転換することになっている。

⑤介護施設と比べての違いとは？

- ・医療を中心としている
- ・費用が高い（医療的ケアが含まれているため）
- ・多職種でのチームケアが充実している
（医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、介護支援専門員等）
- ・レクリエーションを行っていないわけではないが介護施設ほど充実していない

⑥実習先のS病院について

病床 393床 職員数 370名

（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、調理員、事務員、その他の従業員）

- ・医療療養病棟
病状が安定期にあり、長期療養を必要とする患者に対し、医療サービスを提供している
- ・介護療養病棟
要介護認定を受けた患者が長期的に入院療養する病床が完備されている。ケアマネジャーがケアプランを作成し、患者個々の状態に適した介護サービス提供している
（実習をさせて頂いた介護療養病棟 患者 35名 介護職員 約10名）
- ・回復期リハビリテーション病棟
家庭復帰・社会復帰を目指した日常生活訓練を専門のリハビリ医師、看護師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のスタッフを配置し、質の高いリハビリテーションを提供している

関連施設には認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、訪問サービス事業所がある

第2章 施設における利用者及び患者の状況

長期実習で行かせて頂いた介護老人保健施設と今回卒業論文で実習させて頂いた介護療養型医療施設Sを検討した。

① 患者の情報

食事

- ・ほとんどの患者が経管栄養である為、ベッド上での食事であった
- ・おやつ時間がなかった

着脱

- ・ほとんどの患者が全介助であった
- ・病衣を着ていた（上下が別々なもの、上下一体型のもの）

コミュニケーション

- ・患者同士の会話がほとんど見られなかった

口腔ケア

- ・ほとんどの患者が全介助であり、ベッド上での口腔ケアであった

移動・移乗

- ・移動手段は、車イス（リクライニング）かベッドのまま
- ・患者を抱きかかえての移乗であった

排泄

- ・トイレでの排泄はほとんどなく、ほとんどの患者がオムツをされている
- ・尿道カテーテルをつけている患者も多い

入浴

- ・機械浴を使用されていた
- ・ストレッチャー上で洗髪、洗体をされていた

その他

- ・リハビリはベッド上でされていた
- ・自分で体位変換が出来ない為、時間を決めて行っていた（医師の指示）
- ・外出やレクリエーション等はあまりない
- ・医学的措置が行われていた（点滴、喀痰吸引、摘便等）

② 1日の過ごし方

施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 S
状況	・寝たきりの利用者はほとんどいなく、1日をフロアで過ごされていることが多い	・介護度の高い患者が多いため、1日のほとんどをベッド上で療養されている
対応	・フロアの利用者全員で体操をしたり、レクリエーションをしたりしていた	・車イス（リクライニング）に移乗したり、ベッドのまま移動して日光を浴びる時間を設けていた

私は今までの学習や実習を通して、ベッド上で生活することは患者の身体機能や心身機能に悪影響を与え QOL を低下させる為、患者にとっては望ましくないと考えていた。だが介護療養型医療施設 S では、ほとんどの患者がベッドで療養されておりその姿を見て、実習当初はその状況に驚きを感じた。しかし、実習を重ねるうちに患者は何らかの疾患によりベッド上での療養が必要な状況であり、安全確保を第一に考えると必要不可欠なことであると学んだ。さらにその状況のなか介護職員の方は、患者の体

調を確認しながら、日光を浴びる時間を設けたり等、寝たきりにならないような工夫をされており、療養中の患者に対しても、介護職の工夫や気づきによって少しでも快適な療養生活を送って頂ける可能性があるのではないかと感じた。

③ 自立支援

施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 S
状況	・パジャマの着衣介助 →自立、一部介助	・パジャマの着衣介助 →ほとんどの患者が全介助
対応	・出来ないところを主に介助し、それ以外 は利用者にやって頂く	・介助の際のコミュニケーション (「右手はどちらですか?」と聞いていた) そこから、介助をされていた

私は自立を目指していく為に患者の出来ないところ介助し、それ以外を患者にやって頂くことが自立支援だと思っていた。よって介護療養型医療施設 S ではほとんどの患者が全介助であった為、自立支援をすることは不可能なのではないかと考えていた。だが、患者と職員の関わりを見させて頂き、そんなことはないと感じた。今までの私であれば、

これはただ右手を挙げているだけと考えたかもしれない。だが、この患者にとっては自分に出来る最大限のことではないかと感じた。このことから、たとえ全介助であってもその患者にある残存機能を生かしていきけるようなケアを見つけ、それをチームで支援していくことが大切であると学んだ。

また違う患者は「最初ここに来た時はすることがなくてつまらなかったけども、最近は私の友達が来てくれて一緒にお話したり、タオルを畳んだりしているから楽しく毎日を過ごしています。」と私にお話して下さった。このことから状態が回復し始めている患者に役割見つけ支援しているということも分かった。

第3章 身体拘束について

① 身体拘束とは?

施設や病院などで認知症などの高齢者を「治療の邪魔になる行動がある。」あるいは「事故の危険性がある。」という理由で、ひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用してベッドや車イスに縛ったりすることである。また部屋に閉じ込めて出られないようにする、あるいは、向精神薬を飲ませて動けなくすることも身体拘束となる。

② 身体拘束ゼロの手引きが厚生労働省より 2001 年に発表され、以下のことが身体拘束にあたりとされた。

- 1 徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む

- 4 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- 7 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- 8 脱衣オムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- 11 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

③ 自分が身体拘束を良くないと思う理由

患者の安全を守ると言っているにもかかわらず、職員が主体になっていて、これが患者に対するケアだと思わないからである。また身体拘束は体に様々な害を及ぼし、身体機能を徐々に低下させてしまうと考えるからである。

④ 身体拘束をせずに事故を防ぐための工夫はあるのか？

実習に行かせて頂いた際、認知症のある患者が点滴のチューブを引き抜いたりしないように足関節に点滴の針を刺していた。普通は点滴をする際、上肢に針を刺すが、患者が間違えて点滴チューブを抜いたりしないように点滴チューブが患者の視界に入らないようにするという工夫をしていた。

⑤ 身体拘束について考える

介護療養病棟で実習をさせて頂いていた当初は身体拘束をされている患者に声をかけられず、ただ見ていることだけしか出来なかった。それは先ほども書いたが、いくら安全を守る為であってもそれらのケアは表面的にだけ見ると患者が主体となっていないように見えたからである。そこで本当に身体拘束は良くないことなのか、もう一度考えてみようと思い、患者の様子を見させて頂いたり、職員が行う介助を見学させて頂くこととした。

ある患者 A 氏が車イスに移乗し終わった後、職員が A 氏の下半身をベルトで固定した。私はなぜベルトをするのか分からなかったがベルトをする際、患者の重心が前にいき車イスから落ちそうになっていた。その際、職員から「A さんはご自身で姿勢を保持することが出来ないのです」と教えて頂いた。この事例の場合、車イスを使用する為にベルトを使用することが必要な A 氏に対して、身体拘束回避に重点をおきベルトを使用せずにいると、姿勢を保持することが出来ない為、車イスから転落する危険がある。よって職員は仕方なくベルト装着という手段を用いて患者の安全を守りながら、車イスでの移動を行っていたと考える。A 氏はベルトを装着することによって車イスでの移動が可能である為、今回のベルト装着は A 氏の ADL 維持目的の為であると、私は感じた。

この事例から、患者の安全を守る為にはこのような選択がされる場合もあるのではないかと考えるようになった。だが、あくまで身体拘束は避けることを前提とした上で、ケアを考えていかなければならない。

私は患者の尊厳を尊重しつつ安全が確保できることを探究すること、それが介護職員の重要な役割の1つであると学ぶことができた。

第4章 介護職員の役割とは

まず、介護療養型医療施設は「生活の場」ではなく、「治療の場」であるということを理解する必要があると思った。また、施設の利用者に比べて患者の身体的状況はあまり良くないが、それに対しての介護職員が行うケアは介護老人保健施設や介護老人福祉施設と同じだということも分かった。例えば、身体機能が低下されている患者も自立支援を考えたケアをおこなっていたり、レクリエーションをすることが難しくても日光を浴びる時間を設けたりしている。このことから施設がどこであっても介護職員は患者に少しでも快適な療養生活を送って頂けるように工夫できることを見つけ、支援していくこと、また患者が望んでいることに少しでも近づけるようにすることが介護職員の役割だと思う。そのためには、患者の日々の様子を見させて頂いたり、関わらせて頂いたりしながらその患者を知っていくことから始まっていくのだと思う。

おわりに

この2年間で振り返ってさまざまな実習施設で多くの経験をさせて頂いた。私がここまでこれたのも施設の職員や先生方からのご指導、クラスメイトや利用者からの励ましに支えられたからだと思う。この2年間はいろんな出会いがあり、喜怒哀楽をしてきた。このことから実習が自分自身を成長させることに繋がり、また今回卒業論文を作成し、自分自身を見つめながら自分が目指す介護とはどのようなものなのか考えるいい機会となった。

終わりに私が目指す介護福祉士とは「思いやりがある介護福祉士」である。患者の気持ちが理解出来なかったとしても理解しようとする気持ちを忘れず、その気持ちに少しでも答えていけるような介護福祉士になりたい。また患者のことが自分のことのように感じられるよう常に自分がどのように患者と関わっていきたいのか考えていけるよう努力していきたいと思う。

参考文献 「身体拘束とは」 特定非営利活動法人全国抑制廃止研究会

発行日 平成26年4月1日 初版第1刷発行

発行所 特定非営利活動法人
日本福祉教育支援センター
〒065-0005
札幌市東区北5条東8丁目1番35号
環境福祉総合センター内
TEL(011)731-0778 FAX(011)731-0765

発行者 河部 輝幸